

令和5年5月 校長会資料

1	令和5年度 学力向上の取組について……………	1
2	鳴門教育大学との連携事業について……………	11
3	特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について……………	28
4	鈴鹿市学校ホームページの作成及び運用に係るガイドライン……………	30
5	“新たな不登校を生まない学校づくり”のために……………	32
6	居所不明が疑われる児童生徒への対応について……………	36
7	「危険箇所点検」の実施について……………	37
8	防災行政無線を活用した不審者対応について……………	38
9	令和5年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について……………	41
10	令和5年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について……………	43
11	学校(施設)被害事故報告について……………	45
12	通学路変更届について……………	46
13	まもってくれてありがとう運動について……………	48
14	子ども家庭支援課相談等実施報告……………	50
15	児童生徒数の正確な把握について……………	54
16	教職員育成支援のための人事評価制度について……………	55
17	過重労働による健康障害防止について……………	61
18	教職員の交通事故防止について……………	62
19	体罰根絶に向けた取組の徹底について……………	64
20	「体罰や暴言等の不適切な言動の禁止」について……………	71
21	不祥事根絶に向けた取組について……………	73

令和5年度 学力向上の取組について

校長会

鈴鹿市教育委員会事務局
教育指導課
令和5年5月15日（月）

自校採点の取組と結果入力

授業改善サイクル支援ネット

県教育委員会提供資料 ワークシート・問題ダウンロード 進捗管理 問題OL状況 解答未入力検索 **解答結果入力**

解答結果登録

入力形式を選択できます。

コピー、ペースト(貼り付け)はキーボードショートカットをお使いください。コピーはCtrl+c ペーストはCtrl+vです。
セルの右に移動するにはTABキーを押してください。

No	対象外	1一	1二	1三...	1三...	1三...	1四	2一	2二	2三	2四	3一...	3一...	3二	3三	正答数	誤答数	無答数
1	<input type="checkbox"/>	2	4	1	1	2	3	1	3	4	1	3	2	1	1	13	1	0
2	<input checked="" type="checkbox"/>																	
3	<input type="checkbox"/>	2	4	1	1	2	3	1	3	4	1	3	2	1	1	13	1	0
4	<input type="checkbox"/>	2	1	1	1	2	3	1	3	4	1	1	2	2	3	12	2	0
5	<input type="checkbox"/>	2	1	1	1	2	3	1	3	4	4	3	2	1	1	13	1	0
6	<input type="checkbox"/>	2	1	1	1	2	3	1	3	4	1	3	2	1	1	14	0	0
7	<input type="checkbox"/>	2	5	1	1	2	3	1	3	4	1	3	2	1	1	13	1	0
8	<input type="checkbox"/>	2	1	1	1	2	3	1	3	4	1	3	2	1	1	14	0	0
9	<input type="checkbox"/>	2	1	1	1	2	4	1	3	4	9	1	2	9	1	10	4	0
10	<input type="checkbox"/>	2	4	1	1	2	3	1	3	4	1	3	2	4	1	12	2	0
11	<input type="checkbox"/>	1	1	1	9	9	3	4	3	4	5	3	2	9	1	8	6	0

5月31日（水）締切
(みえスタディ・チェックも同様)

- 学校や学級**全体**の課題
- **個々**の学習状況



学習指導要領の趣旨・内容を踏まえた授業改善

育成を目指す力

7 イチョウの木の大部分の葉が黄色に変わった最初の日を黄葉日おうようびといいます。一花さんと啓太さんは、黄葉日が以前と比べるとだんだん遅くなってきている傾向にあることをニュースで知り、二人が住む地域も同じ傾向にあるのが気になりました。そこで、二人が住む地域の黄葉日を調べたところ、1961年から2020年までの60年分の記録がありました。

二人は、黄葉日の傾向を調べるために、各年の黄葉日を9月30日からの経過日数で表すことにしました。このとき、経過日数は10月1日が1日となり、10月31日は31日、11月1日は32日となります。そして、二人は次のような表にまとめました。

各年の黄葉日

年	黄葉日	経過日数(日)
1961	10月23日	23
1962	11月10日	41
1963	11月10日	41
1964	11月13日	44
1965	11月12日	43
⋮	⋮	⋮
2019	12月10日	71
2020	12月4日	65

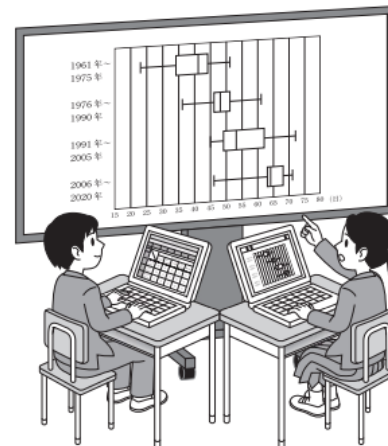
二人は、上の表を見て、経過日数が年によって大きくなったり小さくなったりしていることに気づきました。そこで、60年分の経過日数を何年かごとのまとまりで分けて箱ひげ図で表し、それぞれの分布の傾向を比較することにしました。

次のページの黄葉日までの経過日数の分布は、15年ごとのまとまりとして1961年～1975年、1976年～1990年、1991年～2005年、2006年～2020年の4つに分けてまとめたものです。

(2) 二人は、前ページの箱ひげ図を見て、話し合っています。

一花さん「4つの箱ひげ図を見ると、黄葉日はだんだん遅くなってきている傾向がありそうだね。」
啓太さん「でも、1991年～2005年と2006年～2020年の箱ひげ図は、右端と左端が同じくらいの位置にあるよ。遅くなっているといえるのかな。」
一花さん「確かに箱ひげ図の右端と左端についてはそうだけど、箱に着目すれば、2006年～2020年の黄葉日は、1991年～2005年の黄葉日より遅くなっている傾向にあるといえるのではないかな。」

前ページの箱ひげ図を見ると、一花さんのように「2006年～2020年の黄葉日は、1991年～2005年の黄葉日より遅くなっている傾向にある」と主張することができます。そのように主張することができる理由を、1991年～2005年と2006年～2020年の2つの箱ひげ図の箱に着目して説明しなさい。



読解力

- ・ 内容解釈
- ・ 複数の情報
- ・ 関連付ける



高校入試

大学入試

読解力の育成に向けて①

家庭科

栄養素の働き

規則正しく食事をとることにより、脳が活発に働いたり、元気に運動したりすることができます。ただし、同じものや好きなものばかり食べていると、栄養がかたよってしまい、つかれやすくなったりいらいらしたりします。

食品は、栄養素の主な働きによって、下のよう、主に三つのグループに分けることができます。

米やパンなどは、主に(エネルギーのもと)になります。肉や卵などは、主に体をつくるもとになります。(筋肉がついたり)、けがが治りやすくなったりします。野菜や果物などは、主に体の調子を整えるもとになり、病気にかかりにくくなります。

〈栄養素の主な働きと食品の例〉

主にエネルギーのもとになる



米、パン、バターなど

主に体をつくるもとになる



肉、卵、牛乳など

主に体の調子を整えるもとになる



野菜、果物など

社会科

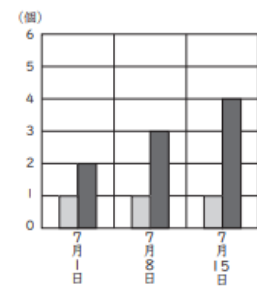
学校の田んぼで取り組んだ米作りの問

今年の米作りでは、たくさんのお米をしょうかくすることができました。しょうかくまでに、いくつかの問題がありました。その中でも特に伝えたい問題点とその解決方法について説明します。

5月下じゅんに学校の田んぼになえを植えました。6月の終わりまで、週に1回、グループの3人で雑草取りを続けたのですが、ア**い**がいに雑草が生えてきて、とてもこまりました。そこで、雑草の量について、農家の田んぼとイ**くら**べてみました。ウ**き**かんは7月1日から15日までです。

右のグラフは、その結果をもとにして作ったものです。

農家の田んぼと学校の田んぼの雑草の量



10㎡あたりの雑草を取って同じ大きさのバケツに入れ、その個数を雑草の量とする。

このようなことに取り組み、9月の下じゅんにお米をしょうかくすることができました。

国語科

・ 系統的な指導

他教科でも意識

・ 要約
・ 事実と感想

読解力の育成に向けて②

猫バンバン運転前に

SNSで広がり
冬や雨の日に車のエンジンルームに入り込んだ猫を逃がすため、乗車前にボンネットをたたくなどの対策を自動車会社などが呼びかけている。気づかずに走り出すと猫が犠牲になる恐れがある。日産自動車が「猫バンバン」と名付けて普及活動を行っており、SNSの投稿が100万件を超えるなど広がりを見せている。

横浜市のマンション前で昨年9月、「ニャー、ニャー」という猫の鳴き声を聞いた人たちが車両の周りに集まった。声が聞こえるのはエンジンルームの中だ。「出ておいで」と呼んでも、出てこない。約2時間後、警察が車の所有者に連絡してボンネットを開けると、部品の間から黒い子猫が姿を見せ、すぐに逃げた。救助に協力した女性は「助かってよかった」と胸をなで下ろした。

日本自動車連盟（JAF）によると、猫は寒さや雨を避けようと、車体の下から暖かさの残るエンジンルーム内に入り込んだり、タイヤの上に乗ったりする。気づかずに発車すると、回転する部品に巻き込まれたり、驚いて飛び降りた際にひかれて傷れることもある。昨年は猫の救助を求める出動要請が全国で1月に21件、6月にも284件あったという。

自動車業界は、車の取扱説明書でエンジンルームや車体の下に猫などがいない

よむYOMUワークシート

継続的に取り組む 学調とリンク

実施体制

- ・ 実施状況を把握
- ・ 事後指導の徹底

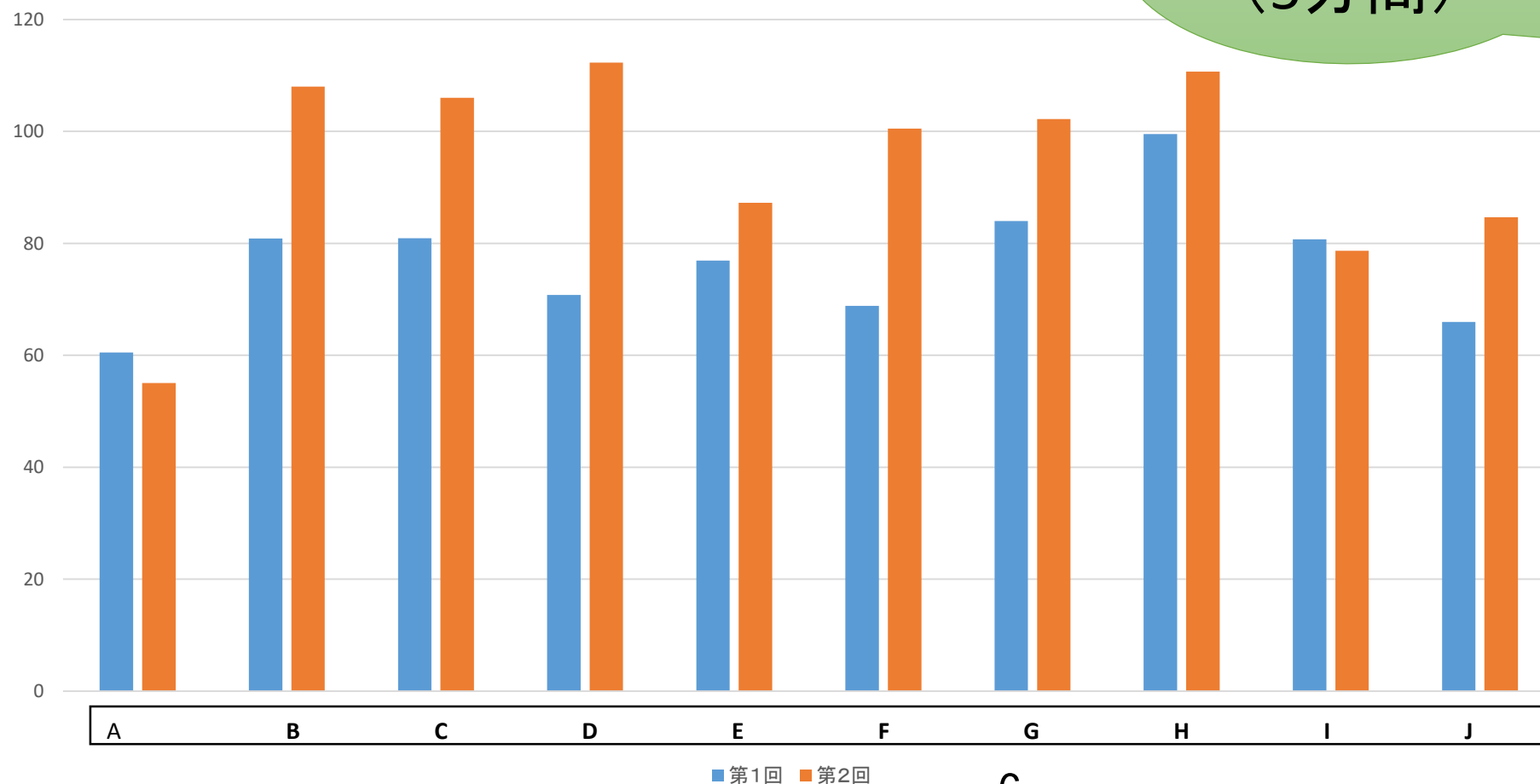
2 記事中の [] でかこんだ段落には、どのようなことがらが書かれていますか。最も適切なものを選び、番号を書きましょう。

- ① なぜ猫が車の中に入るかの説明と分析
- ② 実際に猫が車の中に入り込んだ具体例
- ③ どうすれば猫が入るのを防げるかの対策
- ④ 猫を助け出す現場を目撃した記者の見解



令和4年度「読む・書くワークシート」 音読・視写テスト結果

1年生結果(10校)



文字数
(5分間)

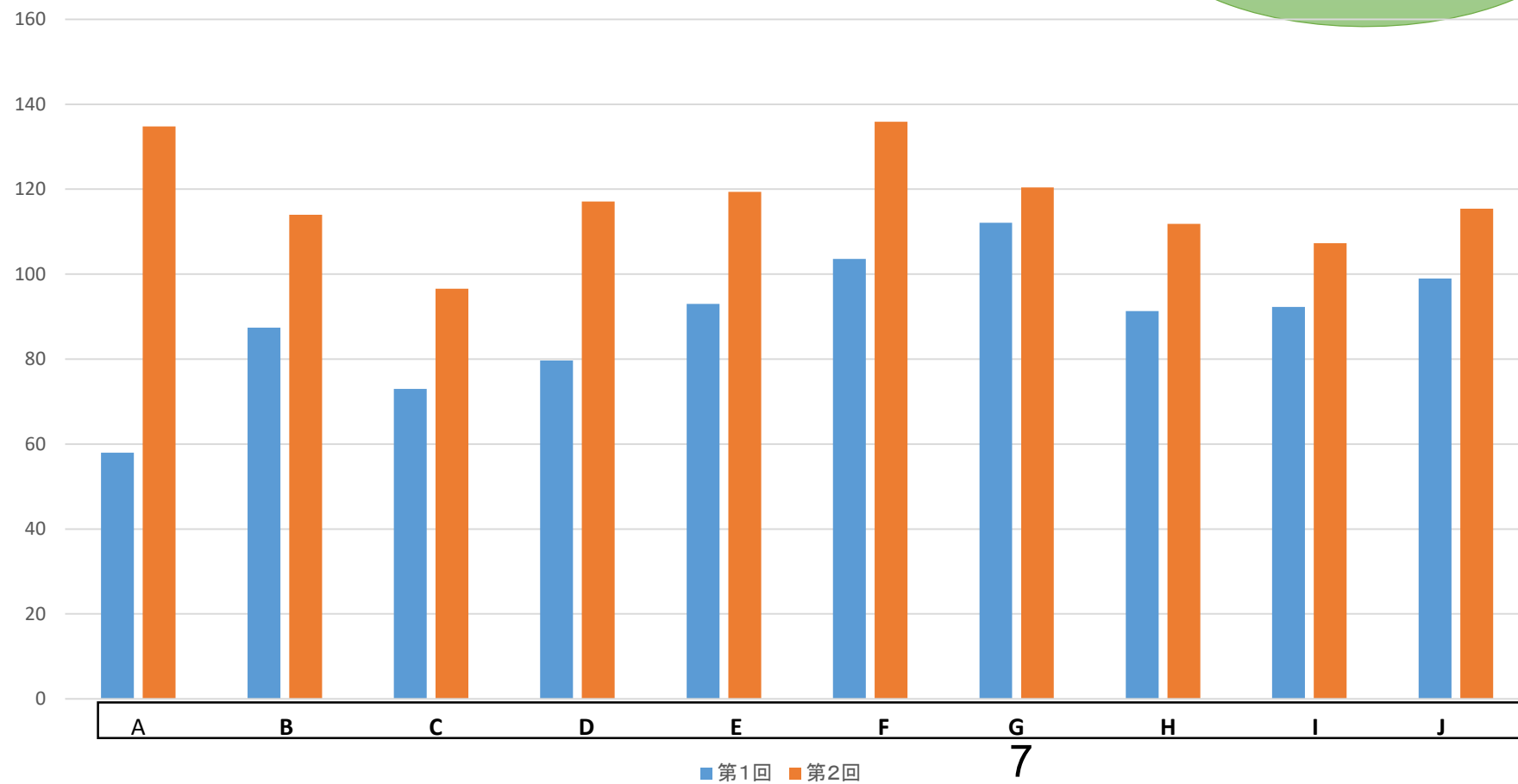
1回目 75.5



2回目 94.8

令和4年度「読む・書くワークシート」 音読・視写テスト結果

2年生結果(10校)



文字数
(5分間)

1回目 83.7



2回目 113.6
(文字)

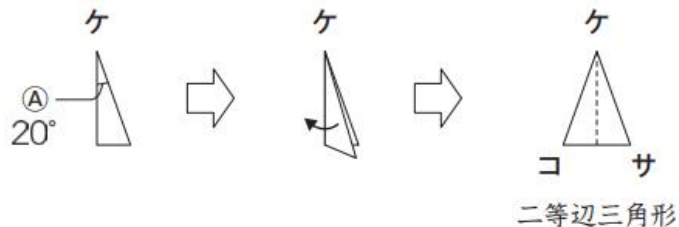
解答状況を確認し指導に活かす

小6 算数 2 (3)



ゆいな

わたし
私は、**㊶**の角の大きさを 20° にしました。切って開いた三角形ケコサは、二等辺三角形になりました。



わたる

私は、切って開いた三角形を正三角形にするために、**㊶**の角の大きさをゆいなさんとちがう大きさにして切りました。

切って開いた三角形を正三角形にするには、**㊶**の角の大きさを何度にする
ればよいですか。

答えを書きましょう。

「正三角形」

60度 (×) ⇒ 30度 (○)



数学的活動

割合が30%になるものを選ぶ

小6 算数 4 (1)

- ア 100人をもとにした0.3人の割合
- イ 100人をもとにした3人の割合
- ウ 100人をもとにした30人の割合
- エ 10人をもとにした3人の割合
- オ 30人をもとにした1人の割合

「100人をもとに」

アやイを選択している




数量感覚

解答状況を確認し指導に活かす

中3 英語

- 8 英語の授業で、ブラウン先生が作成した文章が学習者用端末に送信されました。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

Today we see many kinds of robots around us. They are helpful. When I went shopping, I saw a robot and it was working as a guide. I  could talk to the robot in English or other languages. At some restaurants, robots bring our meals. They can carry many plates at one time. Thanks to them, the restaurant doesn't need a lot of staff members. We have robot pets, too. We can have them even if we are busy with work or we live in small apartments. People will have fun if they live with robot pets. As I explained, robots can change many people's lives for the better. Do you agree with me? Why or why not?

(1) ブラウン先生が最も伝えたいことを、下の1から4までの中から1つ選びなさい。

- 1 We see many kinds of robots around us.
- 2 I saw a robot and it was working as a guide.
- 3 People will have fun if they live with robot pets.
- 4 Robots can change many people's lives for the better.

(2) ブラウン先生の質問に対するあなたの考えと理由を英語で簡潔に書きなさい。

要点を捉える

考えを述べる

読む



書く

言語活動の充実

連絡

学力向上担当者がいない場合は、研修長や指導教諭等、代理の者を立ててください。

第1回	学力向上担当者会
対象	学力向上担当者（※研修長，指導教諭）
日時	5月30日（火）15時30分～
場所	市役所1203



事前取組

- 調査問題を解く
- 課題整理
- 改善取組

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

鳴門教育大学との連携事業について

このことについて、今年度の鳴門教育大学との連携について、下記のとおり進めていきますので、御理解いただくとともに、中学校の組織力向上、授業力向上、校内研修活性化のために、連携事業の積極的な活用をお願いします。

記

- 1 教授招聘について
 - ・ 1校につき最大2回とします。
 - ・ 今年度、教授招聘を希望する学校は、【申込書（様式1）】を提出してください。
 - ・ 希望がない場合も、その旨を記載の上、提出をお願いします。
 - ・ 招聘開始は2学期を予定しています。
 - ・ 招聘後は【報告書（様式2）】を提出してください。
- 2 提出文書及び提出期日
 - ・ 【計画書（様式1）】 令和5年6月22日（木）（招請を希望する学校）
 - ・ 【報告書（様式2）】 教授招聘後3週間以内
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メール
✉ kyoikushido@city.suzuka.lg.jp
- 4 送付文書
 - ・ 令和5年度鳴門教育大学講師招聘に係る申込書（様式1）
 - ・ 令和5年度鳴門教育大学講師招聘に係る報告書（様式2）
- 5 その他
 - ・ 担当教授の選定に当たっては、各校の研究主題や取組状況を総合的に勘案し、決定しますので、御了知ください。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 山田 浩美・福村 圭悟
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

(様式1)

令和5年度鳴門教育大学講師招聘に係る申込書

中学校

1 希望日

第1回	第1希望	月	日 ()	時	分	～	時	分
	第2希望	月	日 ()	時	分	～	時	分
第2回	第1希望	月	日 ()	時	分	～	時	分
	第2希望	月	日 ()	時	分	～	時	分

2 研究主題

--

3 研究主題に対する主な取組・手立て（研究の内容）

--

4 助言・教授いただきたい内容

(※1年間の研修を見通して、どのような内容について助言・教授いただきたいか、具体的に記入ください。)

提出締切 令和5年6月22日(木)

(様式2)

令和5年度鳴門教育大学講師招聘に係る報告書

中学校

日 時	月 日 ()	他校 からの参加	有 無	(約 人)
-----	---------	-------------	--------	----------

1 招請日当日の様子

研修の形態	
概 要	
助言・講演 内容	

2 教職員の感想



3 助言を生かした今後の方向性



4 その他（写真等）

(様式2)

令和5年度鳴門教育大学講師招聘に係る報告書【記入例】

中学校

日 時	月 日 ()	他校 からの参加	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(約 人)
-----	---------	-------------	---	-------

有無を選んでください。

1 招請日当日の様子

研修の形態	授業研究会，講演，研修部会等，実施日の形態をお書きください。
概 要	<p>【書き方の例1】</p> <p>1 5時間目 公開授業 2年国語（单元名）</p> <p>2 事後検討会</p> <ul style="list-style-type: none">・ ワークショップ・ 全体報告・ 先生の助言 <p>(授業の内容や，出た意見についても簡潔にお書きください。)</p> <p>【書き方の例2】</p> <p>1 講演 タイトル「〇〇〇〇」</p> <p>2 研修部会（参加者：校長，教頭，〇〇，〇〇）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 検討事項
助言・講演 内容	<ul style="list-style-type: none">・ 講師の先生のお話された内容を箇条書きでお書きください。

2 教職員の感想

- ・ アンケートや研修会で出た意見をお書きください。

(例)

※新たな気づきや自身の取組の改善点等が記載されたもの。

※講師の先生の考えとは異なるもの。

3 助言を生かした今後の方向性

- ・ 意識レベルではなく、具体的な取組等をお書きください。

4 その他（写真等）

- ※ 写真をスペースに応じて数枚貼り付けてください。

(可能な限り写真による記録をお願いします。)

※ 実施後、3週間以内にお送りください。

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和5年度鳴門教育大学連携事業に係るアンケート調査の質問項目確認について

このことについて、本年度は、質問項目の見直しを図った上で調査を実施します。つきましては、下記のとおり質問項目の確認をお願いいたします。

記

- 1 提出文書 質問項目確認シート
※ 生徒用，教師用，保護者用それぞれの質問項目について，各校において，指標としていたり，経年変化を分析していたりする等，活用している項目に○をつけてください。
- 2 提出期限 令和5年6月22日（木）
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メール
✉kyoikushido@city.suzuka.lg.jp
- 4 送付文書 質問項目確認シート
- 5 留意事項 ・見直しに当たっては，学校長を中心としながら，研修主任や担当者等と協議するよう，お願いします。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 山田 浩美・福村 圭悟
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

質問項目確認シート(生徒用)

【中学校名】()中学校		各校において、指標としていたり経年変化を分析していたり、活用している項目に○をつけてください。
1	学校の勉強は役に立つ	
2	テストでよい成績をとりたい	
3	自分から進んで勉強に取り組んでいる	
4	授業中、自分の考えと比較しながら、友だちの考えを聞いている	
5	授業中、大事なことはノートにきちんと書いている	
6	授業中、進んで発言したり、考えを発表したりしている	
7	授業中、集中できないときがある	
8	学校の宿題をしている	
9	学校に行くのは楽しい	
10	好きな授業がある	
11	授業では、自分の考えや疑問を発言しやすい雰囲気がつくられている	
12	がんばってよかったと思える経験がある	
13	自分には、よいところがあると思う	
14	自分もやればできるという思いをもっている	
15	やると決めたことは最後までやり通す	
16	普段、家や近所であいさつをしている	

17	学校の規則を守っている	
18	人が困っているときは、進んで助けている	
19	運動やスポーツをすることが好きである	
20	クラスでは、安心して学ぶことができる	
21	クラスの仲間は、わたしのよいところやがんばりを認めてくれる	
22	授業でわからないことを、友だちに聞くことができる	
23	クラスでは、人に対する思いやりが大切にされている	
24	学校に行きたくないと思うことがある	
25	学校の先生は、勉強や学校生活について、きちんと指導してくれる	
26	先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う	
27	困ったことがあれば、学校の先生に相談できる	
28	家の人には、わたしの考えや気持ちをわかろうとしてくれる	
29	家の人には、わたしのよいところやがんばりを認めてくれる	
30	困ったことがあれば、家の人に相談できる	
31	家の人と学校での出来事について話をする	
32	家では落ち着いて勉強できる	
33	将来の夢や希望を持っている	
34	人の役に立つ人間になりたいと思う	
35	地域のいろいろな活動に参加したいと思う	

36	授業の中でめあてが示されていた	
37	めあて(目標, 課題)があると, 授業がわかりやすくなる	
38	授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていた	
39	授業の最後に振り返る時間があると, 何を学習したか, 何ができるようになったか, 自分で確認することができる	
40	1時間の授業の中で, 今何をしているのかわからなくなることがよくある	
41	学校の先生は, 自分たちにわかりやすく授業を工夫してくれる	
42	部活動は週2回程度休めている	
43	あなたは学習塾で勉強していますか	
44	あなたは学校のある日に家でどれくらいの時間, 勉強していますか (塾での学習時間は含みません)	
45	あなたは学校のある日, 何時くらいに起きていますか	
46	あなたの学校での勉強の理解度を4段階で表してください	
47	あなたは今, 部活動に入っていますか	
48	あなたは中学を卒業した後, どのような進路を考えていますか	

質問項目確認シート(教師用)

	【中学校名】()中学校	各校において、指標としていたり経年変化を分析していたり、活用している項目に○をつけてください。
1	この学校では、授業の工夫、改善を組織的に行っている(校内研修、教科部会、学年会での検討等)	
2	この学校では、集団づくりや学級経営のために、工夫、改善を組織的に行っている	
3	この学校では、生徒指導上の問題に対応するために、工夫、改善を組織的に行っている	
4	この学校では、特に配慮を要する生徒に対応するために、工夫、改善を組織的に行っている	
5	この学校では、生徒が忘れ物をしないように指導を全体で工夫している	
6	この学校では、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、教室環境の工夫、改善を組織的に行っている	
7	この学校では、自分の担当する学年だけでなく、学校全体の教育を改善しようとする意識が感じられる	
8	この学校では、授業や生徒指導等で問題や困難が生じたときに、できるだけ担当の力で乗り切っていくことが期待されている	
9	この学校では、学校の課題、目標をどのように受け止めるかは、個々の教師に任されている	
10	この学校では、指導方法の工夫や改善は、主にそれぞれの教師が個別に判断して実施している	
11	この学校では、学校の重点目標の作成過程に、ほとんどすべての教師が関わっている	
12	この学校では、他の教師の授業を気軽に参観できる	
13	この学校では、生徒指導や授業の問題点について、校内の先生から率直な指摘や有益な意見を聞くことができる	
14	この学校では、学校の重点目標が共有され、教師が常に意識して指導を行っている	
15	この学校では、困難な問題が起こった時には、まず管理職や担当に連絡して指示や助言を受けている	
16	この学校では、学校の重点目標や課題設定は、主に管理職のビジョンや考えで決まる	

17	わたしは、授業の中で、生徒が自分の考えを発言しやすくできるよう、指導の工夫を行っている	
18	わたしは、授業の中で、生徒が学習課題に意欲的に取り組めるよう、指導の工夫を行っている	
19	わたしは、授業の中で、生徒に学習規律の定着を図るよう、配慮している	
20	わたしは、授業の中で、本時のめあてを生徒に明示している	
21	わたしは、授業の中で、生徒が本時で何を学習したか、何をできるようになったか確認できるような振り返りを設定している	
22	わたしは、生徒の学力形成について、家庭環境の影響が大きいと、効果が得にくいと思う	
23	わたしは、新学習指導要領の理解に基づき、指導を行っている	
24	この学校の先生は、授業や生徒指導等に関する指導力が高い	
25	この学校の先生は、生徒をよくしようという意欲や意識が高い	
26	この学校の先生は、先生同士が互いに信頼し合っている	
27	この学校の先生は、研修や会議の場で、率直な意見が少ない	
28	この学校生の生徒は、自ら進んで学習に取り組んでいる	
29	この学校の生徒は、ルールを守って行動する意識が高い	
30	この学校の生徒は、生徒同士が互いに認め合うことができている	
31	この学校の生徒は、教師を信頼している	
32	この学校の保護者は、学校(教師)を信頼してくれている	
33	この学校の保護者は、学校(教師)の教育に対する熱意を感じてくれている	
34	この学校の保護者は、学校(教師)と力を合わせて生徒たちをよりよくしていこうとする意識が強い	

35	この学校の保護者は、PTA活動に協力的である	
36	あなたの教職勤務年数は	
37	あなたの現任校での勤務年数は	

質問項目確認シート(保護者用)

【中学校名】()中学校		各校において、指標としていたり経年変化を分析していたり、活用している項目に○をつけてください。
1	お子さんは、毎日楽しく学校に通っている	
2	お子さんは、学校の勉強がよくわかっている	
3	お子さんは、学校の授業に満足している	
4	お子さんは、学校や社会のルールを守って生活している	
5	お子さんは、学校の教師に気軽に相談している	
6	お子さんに、基本的な生活習慣が定着するように働きかけている	
7	お子さんに、自分のよいところに気づけるように働きかけている	
8	お子さんに、学校での出来事を聞くようにしている	
9	学校は、生徒が意欲的に勉強に取り組めるよう、教え方を工夫している	
10	学校は、生徒が宿題をきちんと行うよう、指導している	
11	学校は、読書習慣の大切さを指導している	
12	学校は、個々の生徒のレベルに応じた教え方をしている	
13	学校は、生徒が基本的な生活習慣を定着させるよう、指導している	
14	学校は、生徒がルールを守ることができるよう、教え方を工夫している	
15	学校は、いじめや暴力などの問題が起きたとき、適切に対応している	

16	学校は、人権を大切にしている	
17	学校は、生徒が自分のことに自信がもてるよう、教え方を工夫している	
18	学校は、生徒が友達と良好な関係を築けるよう、教え方を工夫している	
19	学校は、将来の進路や職業などについて、適切に指導している	
20	学校は、部活動の指導に積極的である	
21	学校は、防災や防犯、事故防止によく配慮している	
22	この学校の教師は、保護者を信頼している	
23	この学校の教師は、生徒のことをよく理解している	
24	学校で子どもの様子を見る機会(参観授業、保護者会、保護者参加の各種行事など)は十分に用意されている	
25	学校は、授業や行事への参観、保護者会などを通して、保護者の意見を聞こうとしている	
26	学校は、通信、ホームページ、メール配信などで、情報を家庭へ積極的に提供している	
27	学校は、進路についての情報を適切に発信している	
28	学校は、学校での子どもの様子を保護者にわかりやすく伝えている	
29	学校は、教育方針を保護者にわかりやすく伝えている	
30	子どものことについて、学校に気軽に相談している	
31	通信、ホームページ等を通して提供される学校の情報には目を通している	

32	授業参観, 体育祭など, 学校行事にはできるだけ参加している	
33	PTA活動など, 学校の取り組みにはできるだけ協力している	

4 文科初第 3 7 5 号

令和 4 年 4 月 2 7 日

文部科学省初等中等教育局長

伯井 美徳

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）

文部科学省が令和 3 年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている

といった事例も散見されました。

第 2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

○交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。

このため、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。

○特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

○ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

Q 2-1 週の半分の根拠如何

A 2-1

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
 - ・学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること。
 - ・交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- 「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討するべきです。

Q 2-2 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

A 2-2

- 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中で改善した場合等が考えられます。

Q 2-4 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。

A 2-4

- 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、通級による指導も受けることができます。文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

鈴鹿市学校ホームページの作成及び運用に係るガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、鈴鹿市学校ホームページ(以下「ホームページ」という。)の作成及び運営に当たり、適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページ開設の目的

本市の学校の教育活動を一般に広く公開し、保護者や地域等から理解と信頼を得るとともに、開かれた学校づくりの実現に努めることを目的とする。

3 ホームページ管理責任及び運営体制

- (1) ホームページ管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、校長とする。
- (2) 管理責任者は、ホームページの円滑な運営のため、情報教育担当者等のホームページ作成担当者を校務分掌に位置付けるものとする。
- (3) 校長は、ホームページ作成担当者等とホームページの掲載内容について、協議するとともに、適正に運用されるよう努めるものとする。
- (4) ホームページ作成担当者等は、管理責任者の承認処理後に公開処理を行うものとする。

4 ホームページ上の個人情報保護

個人情報について、原則、その掲載は行わないものとする。

また、掲載に当たっては、本人の人権及び安全確保に努めるとともに、以下に示す内容について配慮するものとする。

- (1) 名前、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人が識別され、又は識別される恐れのあるものは掲載しないこと。
- (2) 個人が特定される静止画や動画等は掲載しないこと。なお、静止画や動画等を掲載する際は、解像度を下げた静止画にしたり、後ろ姿を撮影した動画にしたりする等、個人の特定につながらないものとする。
- (3) 児童生徒が制作した作品等を掲載する際は、本人及びその保護者の同意を得ること。
- (4) 管理責任者が、大会や展覧会等の表彰に係る名前、画像等、掲載すると判断した際は、本人及びその保護者に丁寧な説明を行い、同意を得た上で掲載すること。

5 ホームページの掲載内容

(1) 掲載する内容

- ・学校の所在地，連絡先，メールアドレス，沿革史等
- ・学校の教育目標や学校経営方針，学校配当予算，決算
- ・学校いじめ防止対策基本方針，学校運営協議会議事録
- ・学校自己評価，学校関係者評価
- ・感染症届出書類
- ・警報発令時の対応等
- ・その他，管理責任者が掲載することが望ましいと認めたもの

(2) 掲載してはならない内容

- ・公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの
- ・特定の個人や団体に不利益をもたらすもの
- ・児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの
- ・著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- ・その他，ホームページに掲載する内容としてふさわしくないもの

6 その他の留意事項等

- (1) 管理責任者は，定期的にホームページの内容について確認を行うとともに，作成や更新を指示する等，運営の適正化を図るものとする。
- (2) 情報等の掲載期間は，公開の目的が終了するまでとし，定期的に更新するものとする。
- (3) 掲載内容について，本人及び保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた際は，直ちに要請に対応した措置を講じるものとする。
- (4) その他，ホームページに問題が生じた際は，管理責任者を中心として，対処方法等を校内で協議した上で，速やかに適切に対応するとともに，鈴鹿市教育委員会事務局に報告するものとする。

附則

このガイドラインは，令和5年5月10日から施行する。

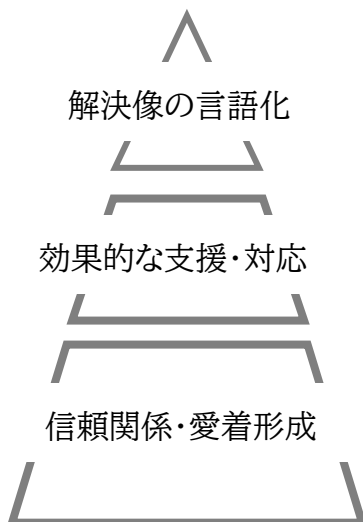
“新たな不登校を生まない学校づくり”のために

～ 5月段階で考えたいこと・見直したいこと ～

1. “4月のスタート”をチェックすることが、大切！

- 「この4月からは、頑張る」と思い描いていても、徐々にエネルギーをなくし、「やっぱりうまくできない、やっぱり無理」に変わってしまう子どもがいる。その結果、大型連休後や5月中旬あたりから、「うまくいかなさ」、「満たされなさ」が膨らみ、欠席が増加してしまうことがある。
- 子どもたちが学校に登校できている時間は、先生と信頼関係を築き、エネルギーを蓄え、登校する意欲・力を引き出すための貴重な時間・チャンスだと認識したい。
- 欠席しがちな子どもや支援が必要な子どものために「今、すべきこと、できることは何か？」という“子ども目線に立った支援”について実現されているか等をチェックし、修正すべきことを修正する取組が重要である。

2. 支援の道筋・順番が、大切！



- 「どうしていきたいのか」「どういうふうに解決していきたいのか」といった解決像をその子が描けるか、表現・言語化できるかどうか、支援の大きなポイントである。
- したがって、支援の道筋は、「解決していきたい」とする意欲や目標を引き出す支援・対応が必要であり、その基盤に、その子との信頼関係・愛着関係が結ばれているかどうか重要である。
- こういった流れ・道筋の重要性を意識して取り組むことが決定的に重要である。

※ 「その子の今の姿を受け止める、寄り添う」という姿勢ではなく、「甘やかしてはいけない。～すべき」という「画一的な指導」になっていないだろうか？

※ 4月、5月の年度初めの重要な時期に、担任や学級にマイナスイメージを強く持つてしまうことで、6月ごろから不適切な言動等が頻発し、騒がしいクラスになってしまうことで居場所をなくし登校意欲をなくしてしまう児童生徒がいる。そういった兆しがみられるようであれば、現時点での修正が必要である。

3. 学べる会議，職員が育つ会議の実現が，大切！

- 「今，すべきこと，できること」を真摯に，具体的に出し合う会議にしていくことが，担任を支え，学年を支えることにつながる。欠席や遅刻の日数が中心となった情報共有だけでは，職員は育たない。
- 児童生徒支援部会，教育相談部会，特別支援教育 Co 会議等の中で，何を目的にする会議なのか，会議参加者の役割は何か，短時間で効果的な話し合いにしていくための会議のルール・約束ごとをどうするか，といった点について，共有理解をしておくことが必要である。

4. スクールカウンセラー(SC)の有効活用が，大切！

(1) SC に依頼すること

- ネットフォルダにある「スクールカウンセラー相談活動記録(日誌)」を活用し，児童生徒の観察やアセスメントの結果を記録し，学校に提出する。
- SC は，積極的に教職員の相談を受けたり，コンサルテーション(助言)を行ったりすることで，効果的な支援を実現する。
- SC がケース会議等に参加することが望ましいが，参加できないときは，事前に特別支援教育 Co や不登校支援担当者等と情報共有をしておく。

(2) SC の有効活用の前提

- 可能なかぎりその子に関する基本的な情報を SC に提供することが必要。口頭ではなく，「児童生徒理解・支援シート」等の記録を使いながら情報共有することで，SC からの効果的なアドバイスを引き出しやすくなる。
- SC が上記「相談活動記録(日誌)」に記入する時間を可能な限り確保するスケジュールにする。

5. 記憶より記録が，大切！ 共通の書式が，大切！

- 様々な面から児童生徒を理解するために情報収集することが必要であり，その情報を見童生徒理解・支援シート等にメモ・記録していき，ケース会議等においてこのシートを活用する。それぞれの教職員が自身の備忘録等にメモしていくのではなく，児童生徒理解・支援シートのような共通の書式に記録していくことが必要である。
- いじめ問題と長期欠席等が関連付けられることで，いじめ重大事態になってしまうことが起こっている。その時に，力を発揮するのが学校側のアセスメントや対応の記録である。

校長	教頭	SC担当

スクールカウンセラー相談活動記録(日誌)

勤務場所		SC氏名	
勤務日時	令和 年 月 日()	時 分	～ 時 分

【活動】

時間・時限等	活 動 内 容	番号

【相談】

相談内容の分類 (分類番号を下記「分類」に記す)	下記の内容で最も顕著なものを1つ選ぶ。コンサルテーションは含まない。 ※内数をチェックする。 ①不登校 ②いじめ ③暴力行為 ④児童虐待 ⑤友人関係 ⑥貧困の問題 ⑦ヤングケアラー ⑧非行・不良行為 ⑨家庭環境(④⑥を除く) ⑩教職員との関係 ⑪心身の健康・保健 ⑫学業・進路 ⑬発達障害等 ⑭その他 ※ ⑭うち性的な被害 ⑮うち特別支援学級		
番号	相談者	相 談 内 容	分類
1			
2			
3			
4			
5			
6			

校長	教頭	SC担当

スクールカウンセラー相談活動記録(日誌)

勤務場所	〇〇中学校	SC氏名	〇〇〇〇
勤務日時	令和 〇年 〇月 〇日(〇) 〇時 〇〇分 ~ 〇時 〇〇分		

【活動】

時間・時限等	活動内容	番号
9:30~10:15	コーディネーター、学校長と打ち合わせ	
10:20~11:30	保護者と面談	1
11:40~12:15	授業等を行動観察(2年2組)	
12:15~13:00	休憩	
13:00~13:50	生徒と面談	2
13:50~14:15	生徒と面談	3
14:15~15:15	コーディネーター、養護教諭等との情報共有、報告	
15:15~16:00	相談記録の作成	

【相談】

相談内容の分類 (分類番号を下記「分類」に記す)	下記の内容で最も顕著なものを1つ選ぶ。コンサルテーションは含まない。 ※内数をチェックする。 ①不登校 ②いじめ ③暴力行為 ④児童虐待 ⑤友人関係 ⑥貧困の問題 ⑦ヤングケアラー ⑧非行・不良行為 ⑨家庭環境(④⑥を除く) ⑩教職員との関係 ⑪心身の健康・保健 ⑫学業・進路 ⑬発達障害等 ⑭その他 ※ ⑭うち性的な被害 ⑮うち特別支援学級		
番号	相談者	相談内容	分類
1	三重太郎の母 (2-2)	登校渋りがあり、子どもへの対応がうまくいかない。	①
2	山田一郎 (3-1)	親から勉強することへのプレッシャーが強くてしんどい。	⑨
3	五十鈴花子 (1-2)	友だちとうまく関われなくて、孤立しているように感じる。	⑤ ⑮
4			
5			
6			

居所不明が疑われる児童生徒への対応について

欠席時の対応（※ 原則として対面で安全を確認する）

【連続欠席3日（目安）】

連続欠席等が3日間になった場合、担任・養護教諭等が連絡を取り合い、管理職へ報告する。また、家庭訪問を行う。

【連続欠席7日】

連続欠席が7日間になり、正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、保護者と連絡が取れない場合、あるいは、家庭訪問をしても本人に会えない場合、管理職は速やかに教育支援課へ報告する。

【連続欠席1ヶ月以上】

正当な事由（病気や事故、一時帰国等）がなく、連続欠席が1か月以上にわたり、児童生徒の安否確認ができていない場合、速やかに教育支援課に報告する。また、長期欠席児童生徒在籍状況調査の備考欄に、いつから確認ができていないか記載する。

※確認ができた場合、速やかに教育支援課に報告する。

「危険箇所点検」の実施について

- 1 実施期間 小学校： 令和5年5月15日（月）～6月16日（金）
 中学校： 令和5年6月26日（月）～7月28日（金）
 ＊学校の実情に応じて期間中に実施してください。

2 実施手順

<各小学校>

- (1) 各小学校に、昨年度報告された「危険箇所の一覧表」を送付します。
- (2) 一覧表に示されている箇所、現時点までに改善された箇所については朱書き見え消し（一本線）で示してください。
- (3) 新たに危険が認められる箇所について、一覧表へ記入してください。

＊ (2)、(3)の内容については、実際に現地を確認したり、学校運営協議会や見守りボランティア、PTA等の方々から御意見をいただく等して点検を実施してください。

＊ 一覧表には、中学校から報告された危険箇所も含まれています。

- (4) 新たに記載した箇所については、場所が特定できる地図を添付してください。

＊ 住宅地図、HP上の地図など地図の種類は問いません。

- (5) 一覧表や地図等を教育支援課に提出してください。（6月16日締め切り）

<各中学校>

- (1) 小学校から報告された危険箇所の一覧表を送付しますので、中学校として危険箇所に加える必要がある箇所を一覧表に記入し、教育支援課へ報告してください。（7月28日締め切り）

3 危険箇所点検の項目

- ① 昨年度、2回以上不審者情報が寄せられた箇所
- ② 雨天時に増水や冠水などで児童生徒の登下校に危険のある箇所
- ③ その他、児童生徒の登下校で大変憂慮される状況が見られる箇所
- ④ 児童が立ち入ることができる空き家や廃屋
- ⑤ 自転車の左側走行で危険が認められる箇所（中学校のみ調査）

※ 点検に際しては、「交通安全」「防犯」「防災」の観点で実施いただきますようお願いいたします。

4 各学校に送付する一覧表（例）について

＊昨年度、提出いただいた表を参考として送付いたします。

＊ゼンリン地図のページは、教育支援課所有のゼンリン地図に準じています。

「防災無線（デジタル）活用訓練」実施フローチャート

◆訓練実施日 令和5年6月8日（木）

10時50分 訓練「予告」放送 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

11時00分 「訓練放送」 一斉通話
教育支援課 → 全小中学校

<各学校> 「訓練放送」受信
ただちに、初動体制について図上訓練を開始
①連絡を聞いた職員は、メモを取り管理職へ報告
②管理職は、担当職員を交え児童生徒への対応を指示
③パトロール隊、自治会、学童保育、幼稚園など情報伝達先を確認
*訓練のため、パトロール隊等への実際の伝達は行わない。

<各学校> 初動体制確認後、ただちに対応内容をメールで報告
◇小中学校 → 「教育支援課」に報告

◇全小中学校から対応内容を確認後、訓練終了の連絡
教育支援課 → 全小中学校
*「防災無線」で連絡

令和5年度「鈴鹿市人権に関する作文」の募集について

1 目的

児童生徒が人権に関する作文を綴る活動を通して、自分自身や仲間のことを見つめ直す機会としたり、身近にある人権問題に気づき、解決に向けて行動する実践的な力をはぐくむ機会としたりする。さらに、作成した人権作文集を人権学習の教材として活用していくことにより、人権課題を共有し、ともに差別をなくしていこうとする仲間づくりをめざす。

2 対象 小学校は3年生以上、中学校は全学年

3 応募について

(1) 作文内容

- ① 社会にある人権侵害の事実や差別に立ち向かうたくましい人々、支え合う仲間などの姿を見つめたもの。
- ② 新聞、テレビ等のニュースや文学作品等で知った人権侵害の事実、人権を守ろうとしている人々の活動を見つめたもの。
- ③ 各校園の人権教育活動や人権学習を通じて考えたこと、気づいたことなどが表れているもの。

(2) 応募原稿

- ① 400字詰め原稿用紙(A4サイズ)を原則とする。
- ② 字数目安

学 年		字 数
小 学 生	3・4年	600字(原稿用紙1枚半)程度
	5・6年	1,000字(原稿用紙2枚半)程度
中 学 生		1,200字(原稿用紙2枚半～3枚半程度)

(3) その他

- ① 作品は、該当学年の学級数をめどに応募してください。
- ② 作品には、題名・学校名・学年・名前を明記し、右上をホッチキスで留めてください。(紛失防止のため)。
- ③ 学校から提出する段階で、誤字脱字や段落分け等について、作者(児童生徒)と確認して修正しておいてください。
- ④ 学校でとりまとめ、(様式1)「応募一覧表」を添えて、A4サイズにコピーした作文を教育支援課に提出してください。返却は致しませんのでご了承ください。

提出の締切 令和5年9月7日(木)

4 鈴鹿市人権作文集について

(1) 掲載する作品〔代表作品〕の選考について

- ・人権作文集には、各学年5点程度(全体として35点程度)の代表作品を掲載します。
- ・代表作品の選出は、選考会を開催したうえで決定します。
- ・選考結果については、各校に通知します。(9月を予定)

(2) 人権作文集の原稿について

- ・文中で登場する人物については、仮名を使用してください。
- ・学校を通じて、作者及び保護者の掲載承諾をお願いします。

(3) 人権作文集の配付について

- ・代表作品のデータは、鈴鹿市教育委員会事務局特設サイトへ掲載する予定です。
(年度末を予定)

5 人権作文集の活用状況調査について

- (1) 本年度の作文作成時での人権学習調査と昨年度の人権作文集の活用状況調査を行うことで、各校における人権作文を活用した人権学習の実態を把握します。

※ 様式2)「鈴鹿市人権作文集」活用状況調査表を提出してください。

提出の締切 令和5年9月7日(木)

- (2) 昨年度、学校や学級の課題にあった人権学習の題材として活用した作品について報告をお願いします。

※ 作文を活用した実践事例(人権学習指導案等)があれば、提出してください。

6 その他

- ・上記、様式1,2につきまして、後日メールにて送付いたします。
- ・代表作品の中からさらに3点を選出し、市広報「広報すずか12月号」にて掲載するとともに、『じんけんフェスタ in すずか』(9/30,10/1)で朗読発表を行う予定です。

令和5年度「鈴鹿市人権問題啓発ポスター」の募集について

1 目的

基本的人権に対する意識の高揚と、一人ひとりの人権が大切にされる学校や社会づくりに向けて、小中学校で人権問題啓発のためのポスター制作に取り組むことにより、児童生徒の差別を許さない人権を尊重する態度の育成を図るとともに、ポスターを活用することにより人権啓発を推進する。

2 取組

◇校内の人権教育の取組の一環として、次のことに取り組む。

- ・学級における身近な人権課題や個別的な人権問題についての話し合い活動等を行い、差別を許さない仲間づくりや学校づくり、社会づくりにつなげる。
- ・人権尊重に向けた思いを発信していく取組として、ポスター制作の活動を位置づける。
- ・子どもたちの思いが十分に表現され、人権の大切さを訴えるオリジナリティーあふれる作品をめざす。

3 ポスター作成及び提出について

(1) 対象 市内小・中学校の児童生徒

(2) 表現内容

【小学校】

◆下記の様子の中に、差別を許さない仲間や学校が表現されているもの

- ・友だちと楽しく遊んでいる様子を表した絵
- ・仲間と一緒に活動している絵
- ・その他、学校生活の中で、明るく楽しい様子を表した絵

【中学校】

◆下記の主題を強く印象づけるもの

- ・差別を許さず、なくそうとする心
- ・人権を尊重することの大切さ
- ・支え合い、助け合う仲間
- ・みんなが大切にされる明るい学校・社会

(3) 条件

▼自作未発表のものに限る。

- ・四つ切り画用紙で縦がき
- ・標語の有無、色の種類、色の数などは、自由（企業名等固有名詞は不可）

(4) 提出内容

- ① 各校の提出点数は、学級数をめどに提出してください。
- ② 提出作品の裏面右下には、学校名・学年・名前(ふりがな)・題名を明記した応募作品個票(様式C)を貼付してください。
※(様式C)は必要数分をコピーして使用してください。
- ③ 学校で作品を取りまとめ、所定の応募作品一覧表(様式A)と応募作品集計表(様式B)を添えて、教育支援課へ提出してください。

提出の締切 令和5年9月7日(木)

4 ポスター作品等の選考について

◆応募された作品の中から、ポスター作品(2点)・カレンダー作品(12点)・入選作品(50点程度)を選考する。

○ポスター作品

・令和5年度の代表作品として、小学生1点・中学生1点をポスターとして印刷し、人権問題啓発のため各校や市内公共施設等に配付する。

○カレンダー作品

・カレンダー作品として12点を選考し、カレンダーを作成して各小校へ学級数分を配付する。

○入選作品

・各学年から5点程度を入選作品として選考し、ポスター作品やカレンダー作品とともに、市庁舎内の市民ギャラリーや「じんけんフェスタinすずか」にて展示予定。

※ポスター作品・カレンダー作品に選考された児童生徒には、作品に込めた思いについてコメントの提出を依頼することがあります。

5 その他

◆三重県人権センターが募集する『2023年度「人権」に関するポスター』は、後日案内が届きますのでご確認ください。

学校（施設）被害事故報告について

職員室、教室等への「侵入」や「盗難」、学校敷地内での「落書き」や「器物破損」等が発生した場合、下記のとおり対応し、報告書を提出してください。

人的要因による事故発生時の対応について

- (1) 現場を保存し、教育支援課へ早急に連絡する。
- (重大事故については、休日でもご一報ください。)
- (2) 学校長の判断により、警察へ通報を行う。

《記入例》

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

鈴〇〇第 号
令和 年 月 日

鈴鹿市立〇〇学校
学校長□□□□

学 校（施設）被 害 報 告

1. 被害発生日時 令和 〇年 〇月 〇日 () 午前〇時〇分ごろ
2. 被害箇所 西館1階 多目的室 北側
3. 被害の状況 窓ガラス破損5枚
4. 概要 〇月〇日朝、〇時〇分、登校してきた職員□□が発見した。窓ガラスはソフトボール大の石が投げ込まれ、大きく割れていた。しかし、内部に侵入した形跡はない。
5. 措置 現場を保存し、教育支援課と鈴鹿警察署に電話で連絡した。被害状況証拠として、写真撮影をした。職員に被害の確認をさせたが、投石による窓ガラスの破損のみであった。

通学路変更届について

通学路の変更等がある場合には次の手順で教育支援課までご報告ください。

1 手順

- (1) 通学路等変更事例が発生
- (2) 児童が安全に登下校できる道路等を検討
- (3) 学校長が通学路として決定
- (4) 様式「通学路の変更について」の必要事項を記入

なお、別添資料として変更箇所を赤線で表示した地図を添付する。

- (5) 起案し、校長決裁を取る
- (6) 教育支援課に送付(支所便可)

2 その他

- 次のページの様式記入例を参考に記入をお願いします。
- 事案が発生したら速やかに様式及び別添資料の提出をお願いします。
- ご質問等は、教育支援課学校支援G(Tel 382-9055)まで一報ください。
- 通学路を変更する際には、地域、保護者等と十分協議の上、お願いします。
また、通学路変更後は、学校通信等を活用し、保護者への周知もお願いします。

様式記入例

鈴〇〇第 号
令和 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市教育委員会

学校名

校長名

印

通学路の変更について

本校の通学路について、次のように変更しますので、報告いたします。

記

1 変更場所

鈴鹿市〇〇町1234-5 県道〇号〇〇線〇〇交差点から〇〇商店の前までの区
間

2 変更理由

(例) 道路改修工事に伴い、通学児童の安全面を確保するため。

3 変更日時

令和 年〇月〇日下校時から

4 その他

別添 地図 (地図を添付して、変更箇所を赤線で表示してください)

まもってくれてありがとう運動について

1, 趣旨

「まもってくれてありがとう運動」モデル校を指定することにより、指定校をはじめ市内の小学校における交通安全意識の高揚を図り、児童の交通事故防止を図るもの。

また、子どもたちにはお礼を言うことで、将来、歩行者にやさしくありたいという気持ちを育てるという意味も含まれています。

2, 主催

鈴鹿地区交通安全協会

3, 共催

鈴鹿市

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿警察署

4, 指定方法, 期間

鈴鹿地区交通安全協会から、指定校に指定書を手交し、指定する。

指定期間は、指定日から1年間とする。

※ 四季の交通安全運動（令和5年度）

春の全国交通安全運動 5月11日～5月20日

夏の交通安全県民運動 7月11日～7月20日

秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日

年末の交通安全県民運動 12月1日～12月10日

5, 実施内容

「まもってくれて ありがとう運動」は、横断歩道を渡り終えた児童が止まってくれた車の運転手に対して「ありがとう」と言ったり、会釈してお礼の気持ちを表すことで、運転手に対して「止まらなければ」という歩行者保護の気持ちを起こさせ、一時停止して歩行者等を横断させる歩行者優先ルールの遵守を浸透させることで、交通事故の減少を図る。

(1) 指定式

鈴鹿地区交通安全協会長あいさつ

鈴鹿警察署交通官から、指定校へ指定書を交付

鈴鹿市交通安全都市推進協議会から、指定校へ横断旗を授与

(2) 取組内容

ア 鈴鹿地区交通安全協会

指定校の通学路において、当協会員が「まもってくれて ありがとう運動」の指導に当たる。

イ 鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市内の小学校に「まもってくれて ありがとう運動」の横断旗等を活用し、児童・保護者への啓発に努める。

ウ 各小学校

児童が横断歩道を横断する際、止まってくれた車の運転手に対して、お礼の気持ちを示すように指導する

まもってくれて ありがとう運動 実施中！



**経験ないですか？
わたれない横断歩道**

**横断歩道では、歩行者優先です！
わたろうとする歩行者がいれば手前で一時停止**

あなたも、「まもってくれて ありがとう運動」を一緒にやりませんか？
自らが、しっかりと一時停止！
止まってくれた車には、お礼の気持ちを示しませんか。

「まもってくれて ありがとう運動」とは？
信号機のない横断歩道を横断する歩行者等が、止まってくれた車の運転手に対して「ありがとう」と言ったり、会釈してお礼の気持ちを表すことで、運転手に「止まらなければ」という歩行者保護の気持ちを起こさせ、一時停止して歩行者等を横断させるという歩行者優先ルールの遵守を浸透させる取り組みです。

鈴鹿地区交通安全協会では、この運動を鈴鹿市内の住民に広く浸透させ、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故防止に寄与します。



主催 鈴鹿地区交通安全協会 西・FAX 050-388-1241
共催 鈴鹿市・鈴鹿市教育委員会・鈴鹿警察署

鈴鹿地区交通安全協会、鈴鹿警察署と連携して、まもってくれてありがとう運動を実施します。

令和5年度 実施校
 春の交通安全運動：稲生小
 夏の交通安全運動：庄野小
 秋の交通安全運動：未定(予定)
 年末の交通安全運動：未定(予定)

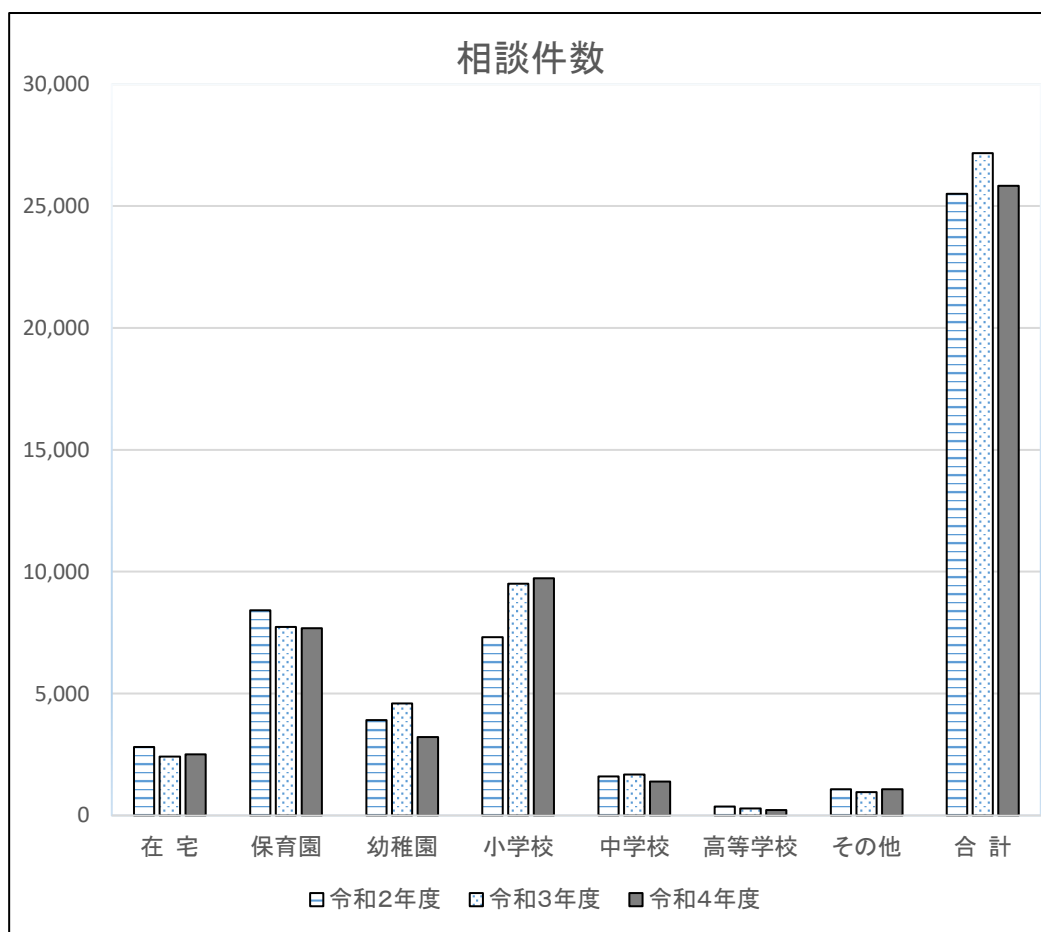
子ども家庭支援課 相談等実施報告

相談件数の推移(令和2年度～4年度)

令和5年5月

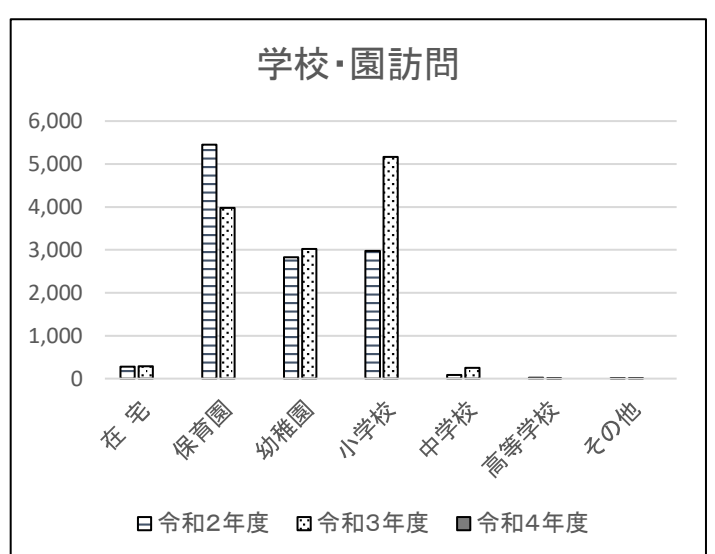
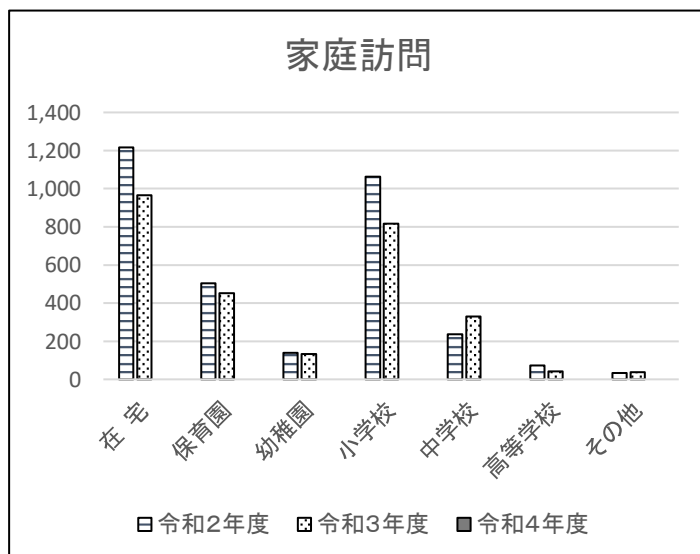
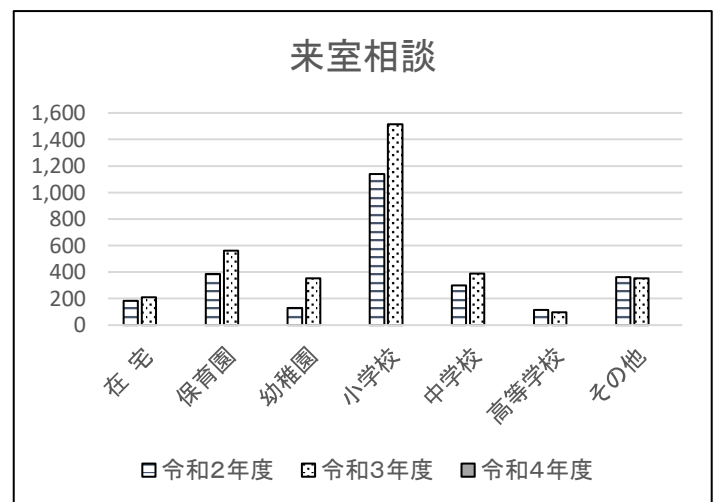
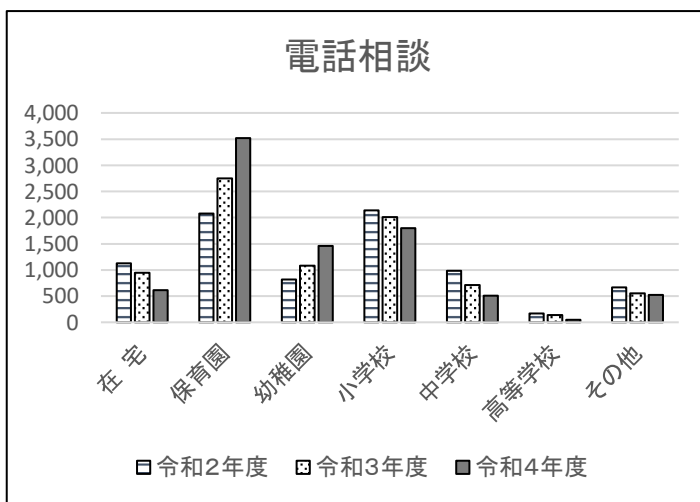
1 相談件数

	在宅	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計
令和2年度	2,805	8,416	3,913	7,317	1,606	371	1,072	25,500
令和3年度	2,410	7,739	4,594	9,505	1,678	283	960	27,169
令和4年度	2,504	7,682	3,222	9,727	1,386	228	1,079	25,828
(前年度比)	94	-57	-1,372	222	-292	-55	119	-1,341



2 相談方法別件数

		在宅	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計	(前年度比)
電話相談	令和2年度	1,130	2,075	814	2,140	986	167	668	7,980	
	令和3年度	945	2,751	1,083	2,011	714	139	555	8,198	
	令和4年度	617	3,518	1,461	1,797	505	45	524	8,467	269
来室相談	令和2年度	182	386	130	1,140	299	115	361	2,613	
	令和3年度	209	560	354	1,516	388	97	353	3,477	
	令和4年度	135	408	142	1,291	289	72	432	2,769	-708
家庭訪問	令和2年度	1,217	504	140	1,064	237	72	33	3,267	
	令和3年度	966	452	134	816	329	42	38	2,777	
	令和4年度	1,494	753	162	1,237	360	106	91	4,203	1,426
学校・園等訪問	令和2年度	276	5,451	2,829	2,973	84	17	10	11,640	
	令和3年度	290	3,976	3,023	5,162	247	5	14	12,717	
	令和4年度	258	3,003	1,457	5,402	232	5	32	10,389	-2,328
合計	令和2年度	2,410	7,739	4,594	9,505	1,678	283	960	25,500	
	令和3年度	1,465	4,988	3,511	7,494	964	144	405	27,169	
	令和4年度	2,504	7,682	3,222	9,727	1,386	228	1,079	25,828	-1,341
(前年度比)		1,039	2,694	-289	2,233	422	84	674	-1,341	

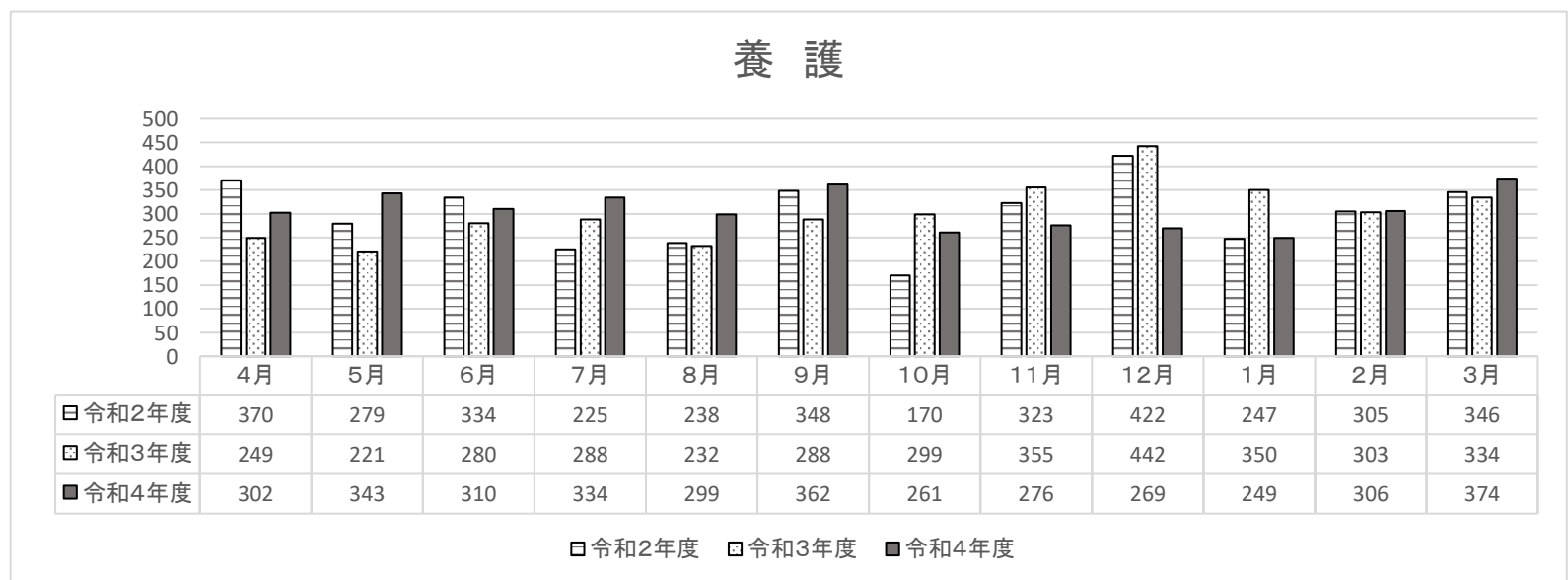
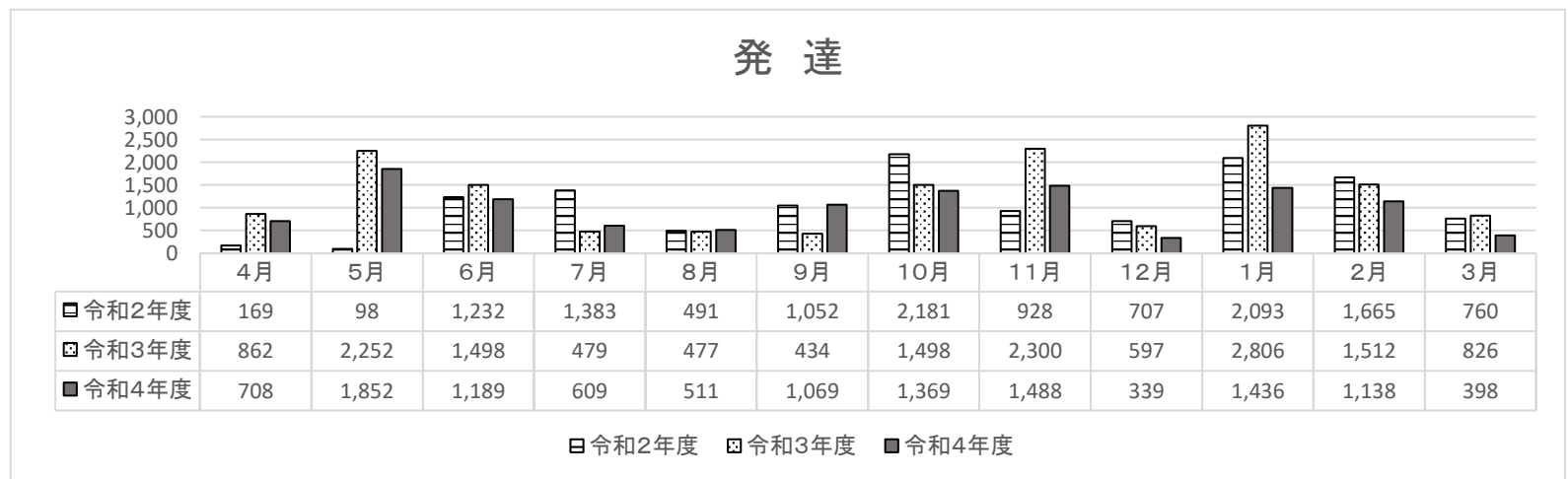
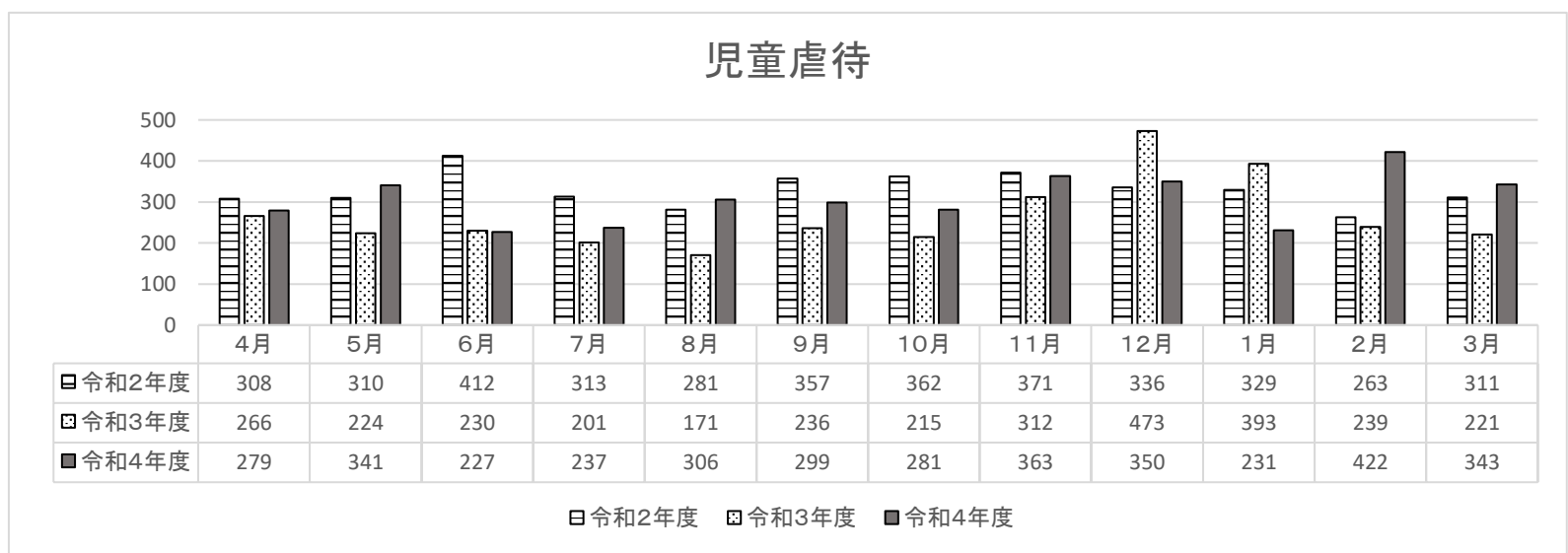


3 相談内容別件数

内容別	年度	在宅	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他	合計	(前年度比)
児童虐待	令和2年度	768	652	240	1,741	439	105	8	3,953	
	令和3年度	717	584	123	1,209	409	85	54	3,181	
	令和4年度	613	1,008	38	1,492	436	65	27	3,679	498
発達	令和2年度	377	5,829	2,855	3,302	388	3	5	12,759	
	令和3年度	359	5,252	3,095	6,255	549	28	6	15,544	
	令和4年度	259	3,214	1,551	6,552	493	16	21	12,106	-3,438
養護	令和2年度	1,542	821	108	733	217	117	69	3,607	
	令和3年度	1,227	919	140	812	395	66	82	3,641	
	令和4年度	1,402	881	214	791	254	75	68	3,685	44
非行	令和2年度	19	0	1	22	38	1	0	81	
	令和3年度	0	0	0	4	6	0	0	10	
	令和4年度	0	0	0	2	3	0	0	5	-5
不登校	令和2年度	0	0	20	242	212	76	0	550	
	令和3年度	1	0	4	247	151	51	0	454	
	令和4年度	0	1	1	203	90	19	0	314	-140
性格行動	令和2年度	11	931	590	935	233	9	3	2,712	
	令和3年度	17	670	825	480	101	7	2	2,102	
	令和4年度	134	2,452	1,368	300	48	14	0	4,316	2,214
しつけ	令和2年度	0	53	64	17	0	0	0	134	
	令和3年度	0	3	2	12	5	0	0	22	
	令和4年度	24	13	16	9	2	0	1	65	43
いじめ	令和2年度	0	0	0	24	8	0	0	32	
	令和3年度	0	0	0	22	4	0	0	26	
	令和4年度	0	0	0	18	3	0	0	21	-5
女性	令和2年度	47	73	9	94	35	28	949	1,235	
	令和3年度	55	87	17	88	42	35	795	1,119	
	令和4年度	40	64	15	55	35	37	956	1,202	83
その他	令和2年度	41	57	26	207	36	32	38	437	
	令和3年度	37	224	388	376	16	11	21	1,073	
	令和4年度	32	49	19	305	22	2	6	435	-638
合計	令和2年度	2,805	8,416	3,913	7,317	1,606	371	1,072	25,500	
	令和3年度	2,410	7,739	4,594	9,505	1,678	283	960	27,169	
	令和4年度	2,504	7,682	3,222	9,727	1,386	228	1,079	25,828	-1,341
(前年度比)		94	-57	-1,372	222	-292	-55	119	-1341	

4 月別相談内容(児童虐待・発達・養護相談のみ)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
虐待	令和2年度	308	310	412	313	281	357	362	371	336	329	263	311	3,953
	令和3年度	266	224	230	201	171	236	215	312	473	393	239	221	3,181
	令和4年度	279	341	227	237	306	299	281	363	350	231	422	343	3,679
発達	令和2年度	169	98	1,232	1,383	491	1,052	2,181	928	707	2,093	1,665	760	12,759
	令和3年度	862	2,252	1,498	479	477	434	1,498	2,300	597	2,806	1,512	826	15,541
	令和4年度	708	1,852	1,189	609	511	1,069	1,369	1,488	339	1,436	1,138	398	12,106
養護	令和2年度	370	279	334	225	238	348	170	323	422	247	305	346	3,607
	令和3年度	249	221	280	288	232	288	299	355	442	350	303	334	3,641
	令和4年度	302	343	310	334	299	362	261	276	269	249	306	374	3,685



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

児童生徒数の正確な把握について（依頼）

このことについて、日頃から各学校において正確な児童生徒数の把握に取り組んでいただいていることと思います。下記の点について引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

記

- 1 正確な児童生徒数把握に向けた校内体制作り
(取組事例)
 - ・ 毎月20日に各担任から人数報告を行い職員会議で各学年の人数一覧を配付し全教職員で人数確認を行う。
 - ・ 常に児童生徒数黒板等に着目できるよう打ち合わせ等で連絡するとともに、標準学級数等に変動の可能性がある学年については視覚的に強調し、全教職員で確認する。

- 2 児童生徒数等報告書について複数の職員で確認する仕組作り
(取組事例)
 - ・ 児童生徒数報告書等提出期日が近い文書を児童生徒数黒板に掲示し、転出入時に担当者を含む複数の職員で、理由を明記するとともにすぐに修正できるようにする。
 - ・ 児童生徒数報告書等提出期日前に、必ず複数の職員（校長、教頭、事務職員を含む）で転出入に関わる文書に照らして、変動理由（誰の転出入なのか）を明確にしながら確認する。
 - ・ 転出入により標準学級数等の変動の可能性が高い学年について、学年主任、学年担任等にも周知し、転出入の情報があつたときは、すぐに管理職に情報が伝わるようにする。

<学校教育課が実施する児童生徒数報告一覧>

- 毎月 児童生徒数報告
- 調査 所属態様報告書（5月，9月，12月調査）
- 年度末 児童生徒数報告書（毎週金曜日）

教職員育成支援のための人事評価制度実施要領

1 制度の目的

教職員育成支援のための人事評価制度は、地方公務員法の改正に伴い、職員が職務遂行上発揮した能力及び挙げた実績を評価し、任用、給与等の人事管理の基礎として活用することを通じて、「教職員の能力・意欲の向上」及び「組織力の向上」を目指すものである。

また、「教職員の能力・意欲の向上」及び「組織力の向上」については、次の内容を重視する。

○ 教職員の能力・意欲の向上

- ① 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力向上を図る。
- ② 目標の明確化、業績の適切な評価等により、モチベーションを向上させる。
- ③ 対話により現状に関する気づきを促し、業務改善や意識の向上につなげる。

○ 組織力の向上

- ① 組織の目標を共有し、教職員の協力協働を促進することを通じて、「目指す学校像」の実現を図る。
- ② 職場全体の活性化を促し、学校運営の質の向上を図ることで、子どもたちの目線に立った教育の充実及び地域からの信頼の確保につなげる。

2 評価対象者

評価対象者は、公立小中学校に勤務する全ての正規県費負担教職員及び県立学校に勤務する全ての正規教職員（任期付職員を除く。）とする。

ただし、休暇等の取得により、評価期間において勤務実績が9月未満の職員については、目標設定、面談、自己評価及び評価者による評価を省略することができる。

なお、管理職員、評価期間において学校での勤務実績がない職員及び学校に在籍していない職員等、評価を実施しないことが妥当であると特に認められる教職員を除く。

※ 学校に籍があり、県教育委員会事務局で勤務する充指導主事等（以下「県教委充指等」という。）については、その職員が所属する課等の所属長が評価を実施する。

3 評価者

第1次評価者及び第2次評価者は、次のとおりとする。

	第1次評価者	第2次評価者
小中学校	教頭	校長
県立学校	教頭または事務長	校長

※ 県教委充指等については、別に定めるものとする。

4 評価の期間及び回数

評価の期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

評価の回数は、年1回とする。

5 評価領域及び評価要素

評価領域及び評価要素は、「評価領域及び評価要素」（別紙1）のとおりとする。

6 面談について

(1) 期首面談（5月下旬までに実施）

第2次評価者は、評価対象者と期首面談を行い、評価領域「職務遂行」の目標設定等について協議する。

(2) 中間面談（期間途中で必要があれば実施）

第2次評価者は、期間途中において必要がある場合、評価対象者との中間面談を実施する。

(3) 期末面談（2月上旬までに実施）

第2次評価者は、評価対象者と期末面談を行い、当該期間における職務遂行上発揮された能力・意欲及び実績に関する自己評価の結果を聴取したうえで、「絶対評価」を行う。

(4) フィードバック面談（3月下旬までに実施）

第2次評価者は、評価結果を記入した「人事評価シート」の複写を対象者本人に渡し、評価対象者に評価結果の説明と評価結果に基づく指導・助言を行う。

7 目標の設定と評価

(1) 自己目標の設定（年度始めに実施）

評価対象者は、評価領域「職務遂行」の「具体的な目標」及び「目標達成に向けた取組内容」を設定し、「自己目標設定・人事評価シート」（別紙2-1～9）、（以下「評価シート」という。）に記入する。

(2) 評価対象者による自己評価

評価対象者は、自らの取組状況を客観的に振り返り、「着眼点及び着眼点の具体的な例」（別紙3-1～9）及び「評価段階の判断基準」（別紙4）、（以下「評価基準等」という。）に基づき、各評価要素について5～1の5段階で自己評価し、評価シートに記入する。

(3) 評価者による人事評価

第1次評価者は、評価対象者の自己評価を踏まえ、評価基準等に基づき、各評価要素について5～1の5段階で「絶対評価」を行う。

第2次評価者は、評価対象者と期末面談を行い、自己評価の結果等を聴取したうえで、第1次評価者の評価も踏まえ、評価基準等に基づき、各評価要素について5～1の5段階で「絶対評価」を行う。

第2次評価者は、各評定要素の評価から評価領域ごとの評価（評価要素の平均値）を算出し、「評価領域と評価の割合」（表1）に示された割合をかけて値（評点）を求め、すべての評価領域の評点の合計値（小数第2位を四捨五入）を「評語の基準」（表2）の基準に照らして、A～Eの5段階で評語を決定する。

※ 自己評価及び評価者による評価において、5段階の中間の評価である「3」は、目標を概ね達成し、通常の業務に支障がない場合を想定している。

【表 1 評価領域と評価の割合】

評価領域	評価の割合
職務遂行	50%
能力	20%
協力協働	20%
意欲	10%

【表 2 評語の基準】

評語	基準
A	4.5以上
B	3.5以上4.5未満
C	2.5以上3.5未満
D	2.0以上2.5未満
E	2.0未満

8 勤勉手当成績率及び昇給号給数の決定

評語に応じた勤勉手当成績率及び昇給号給数は、「勤勉手当成績率及び昇給号給数」（表3）のとおりとし、評語A及びBの職員の中で表3の勤勉手当成績率を適用する職員（以下「加算対象者」という。）は、以下の手順で決定する。

【表 3 勤勉手当成績率及び昇給号給数】

評語	勤勉手当成績率		昇給号給数	
	右記以外の職員	定年前再任用 短時間勤務職員	右記以外の職員	55歳以上の職員
A	105/100	47.5/100	4号給	昇給しない
B				
C	100/100			
D	95/100	45.5/100	2号給	
E	90/100	43.5/100	昇給しない	

- ※ 勤勉手当は、扶養手当を基礎額から除外することで原資を確保し、その原資の範囲内でA及びBの者に加算した成績率を適用する。
- ※ 昇給は、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年人事委員会 教育委員会規則第21号）（以下「初任給規則」という。）で定められている号給数の範囲内で加算することになる。
- ※ 原資に限りがあることから、成績率が高い評語であっても、上記のとおり支給できるとは限らない。
- ※ 通常の昇給号給数が4号給以外の職員の昇給号給数については、別途定めることとする。
- ※ 暫定再任用職員の勤勉手当成績率は、この表の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当成績率によるものとする。
- ※ 「管理職員「特別勤務評定」実施要領」の対象であった職員で、新たに本評価制度の対象となり、この要領による評語が決定されていない者の勤勉手当成績率については、この表によるものとし、この表中の評語は、当該職員が新たに本評価制度の対象となる直前の「管理職員「特別勤務評定」実施要領」において決定された評語とする。

(1) 加算対象者数の配分

県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第10号）及び初任給規則に定める原資の範囲内で、各市町等教育委員会及び各県立学校ごとに加算対象者数を配分する。

各市町等教育委員会は、市町内の各公立小中学校に加算対象者数を配分する。

(2) 加算対象者の選定

第2次評価者は、各学校に配分された加算対象者数の範囲内で加算対象者を選定する。

(3) 評価結果の報告

評価結果の県教育委員会への報告は、小中学校においては市町等教育委員会教育長、県立学校においては校長が行う。

(4) 勤勉手当成績率及び昇給号給数の決定

県教育委員会は、報告された評価結果をもとに、評語に応じ、表3により勤勉手当成績率及び昇給号給数を決定する。

(5) 評価対象者への伝達

第2次評価者は、フィードバック面談等の機会を活用し、決定された勤勉手当成績率及び昇給号給数を口頭により伝達する。

(6) 勤勉手当成績率及び昇給号給数の特例

以下の事由等に該当する場合、表3によらない勤勉手当成績率及び昇給号給数に決定することがある。

- ・昇任等の人事上の取扱いがあった場合
- ・初任給規則で定める期間以上勤務実績がない場合
- ・懲戒処分を受けた場合

9 苦情対応

評価結果等に対する苦情対応については、苦情への一次的な対応を行う苦情相談及び一定の調整を行っても解決しない事案に対応する苦情処理により行う。

なお、苦情対応の窓口は、県立学校においては県教育委員会に、小中学校においては市町等教育委員会に置く。（別紙5-1、2参照）

10 評価者研修の実施

新規評価者等に対して、評価能力の向上のために必要な研修を実施するものとする。

11 評価シートの保管

各所属における評価シートの保存期間は5年とする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、教職員育成支援のための人事評価制度の実施に関し必要な事項については別途定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日（表3の昇給号給数については平成29年4月1日、勤勉手当成績率については平成29年6月期）から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月27日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

ただし、表3の平成30年6月期以降の勤勉手当成績率については、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年12月21日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

ただし、表3の平成31年6月期以降の勤勉手当成績率については、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年12月23日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

ただし、表3の令和2年6月期以降の勤勉手当成績率については、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

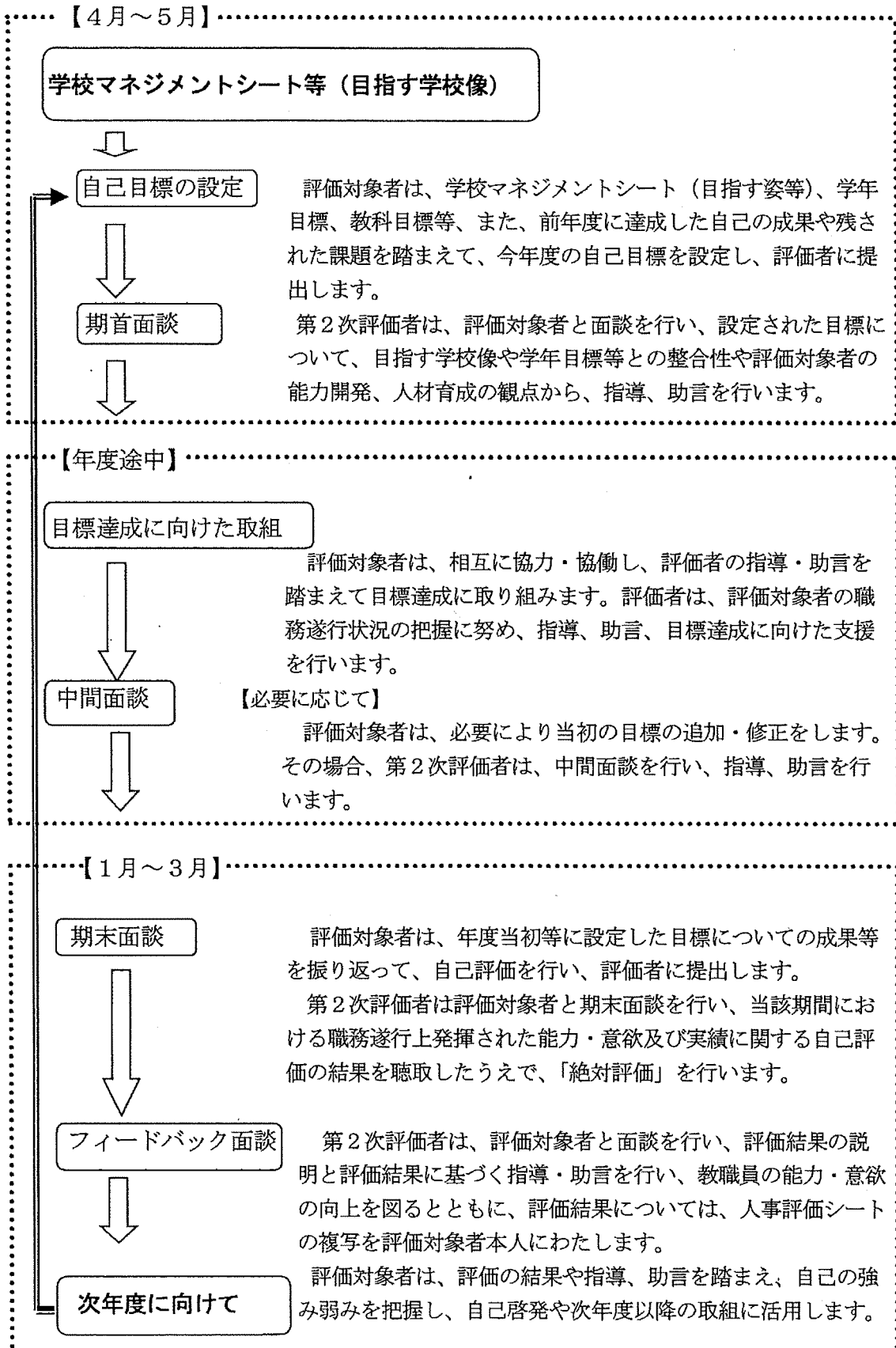
この要領は、令和4年12月22日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

ただし、表3の令和5年6月期以降の勤勉手当成績率については、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

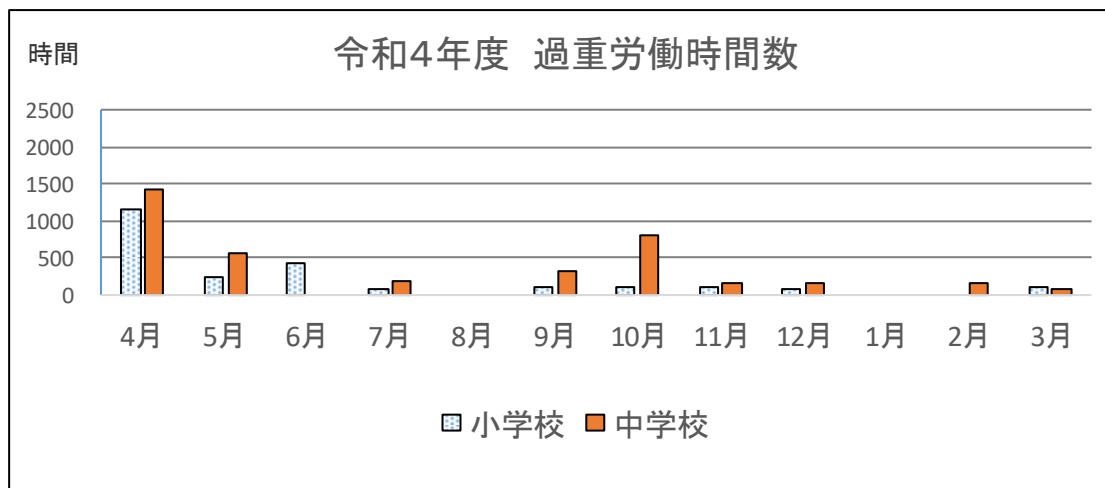
3 この制度の流れ



過重労働による健康障害防止について

◆ 月 80 時間を超える時間外勤務の状況

	令和3年度年度 (4月～3月)		令和4年度 (4月～3月)	
	時間数	延べ人数	時間数	延べ人数
幼稚園	0時間	0人	0時間	0人
小学校	約 1284時間	15人	約 2415時間	25人
中学校	約 5052時間	52人	約 3847時間	49人



◆ 傾向

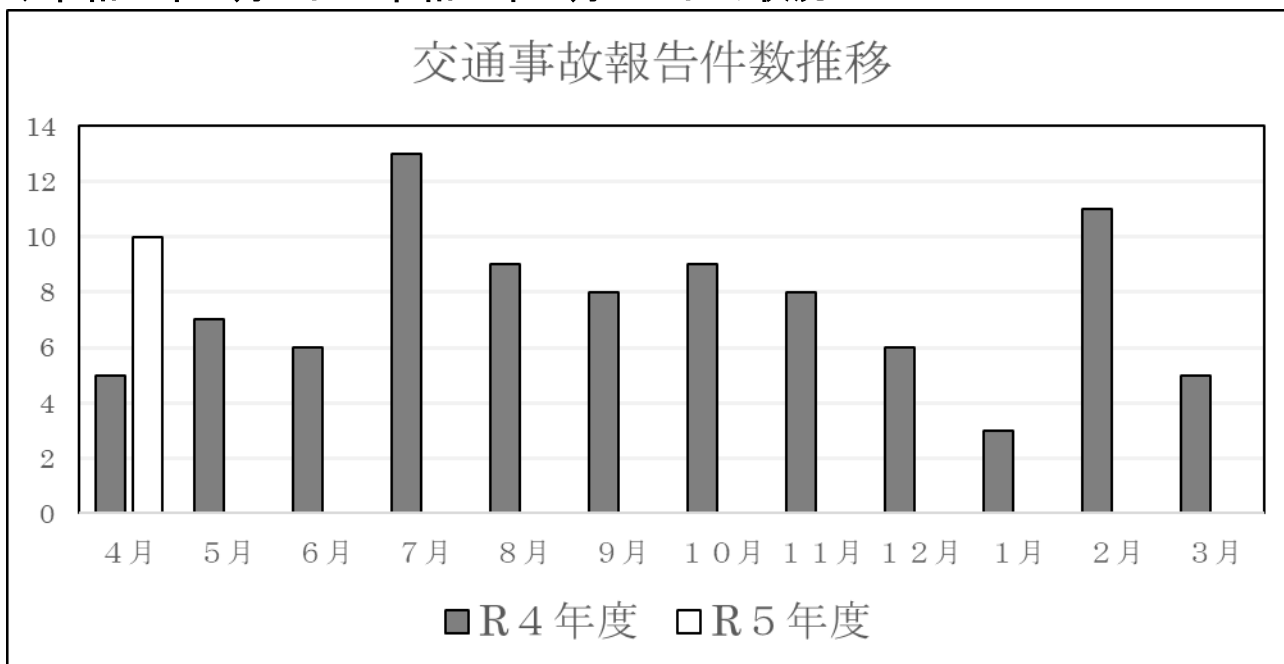
- ・ 小学校では、前年度に比べ、延べ人数・時間共に増加しています。一昨年度は学校臨時休業がありましたが、昨年度は通常授業が行われたことも増加に影響しているものと考えられます。
- ・ 中学校では、前年度に比べ、時間数・延べ人数ともに減少しています。休養日の設定等部活動の適切な運営によるものと考えられます。
- ・ 昨年度と同様に、中学校における 80 時間／月を超える時間外勤務がある教職員が固定化しています。
- ・ 鈴鹿市立学校及び幼稚園職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱の第4条により、昨年度、産業医による面接指導を希望した教職員はいませんでした。

◆ 対応

- ・ 本年度も時間外労働時間一人当たり月 45 時間以内が目標となり、教職員一人ひとりが時間外労働時間の縮減を自覚し、出退勤システムを活用しながら時間外在校等時間を正確に把握し、自己管理に努めるようご指導ください。
- ・ 管理職の先生におかれましては、過重労働による健康障害を防止するため、職員の健康状況管理に努めてください。
- ・ Chromebook の活用による会議の効率化やスクール・サポート・スタッフの活用、校務分掌や学校行事の見直しを図るなど、仕事が特定の職員に偏らないよう、業務の平準化に努めてください。

教職員の交通事故防止について

◆令和5年4月1日～令和5年4月30日の状況



10件(前年度比+5件)

加害(双方含む)7件(前年度比+4件)

出退勤途上6件 交差点6件

◆状況・傾向

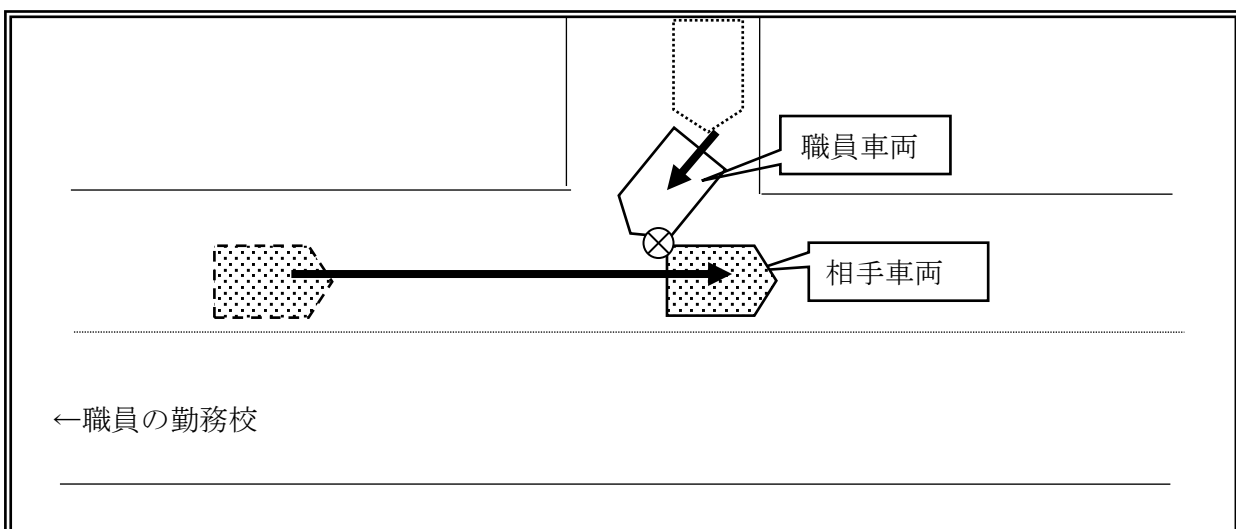
令和5年度4月の交通事故発生件数は10件で、内7件が加害事故となっており、発生件数は昨年度より5件増加しております。7件の加害事故のうち、2件が信号のある交差点、4件が信号のない交差点での衝突・追突事故となっており、すべて通勤路上で発生しています。さいわい相手方に大きな怪我がなかったものの、少しでも状況が変わっていれば大事故になり、相手方や当事者の命の危険につながりかねない事故も発生しています。それらは常に前方、側方の安全確認を的確に行うこと、危険予測を常に行い狭い路地では徐行や一時停止を行うことで回避することが可能な事故です。

今後、1学期も半ばに差し掛かりさらに疲労によって集中力を欠いたり、

梅雨時期となり視界が悪い中での運転が増えたりすることが予測されます。以下の点のように、安全運転を徹底するよう御指導ください。

- ・ 交差点での右左折時の際には、対向車や横断歩道の状況等に細心の注意を払うこと。
- ・ 雨天等荒天時，夕暮れや夜間の運転については，路面の状況や視界，速度等に気をつけること。
- ・ 前方，後方，左右の安全確認を十分すること。
- ・ 適切な車間距離を保つこと。
- ・ 相手車が「来ないだろう」「止まるだろう」という思い込みに陥らないこと。
- ・ 仕事と運転時の気持ちの切り替えを行い，常に運転に集中すること。
- ・ 発進の際の前方車両の動きに注意を払うこと。
- ・ 一時停止必要箇所では，確実に車両の停止を行うこと。
- ・ 普段通り慣れている道路においても，細心の注意を払うこと。
- ・ 通勤の際は，必ず通勤経路を通して運転すること。
- ・ 「ながら運転」を絶対にしないこと。

(事例)



信号がない三叉路で，脇道から右折し三叉路に進入しようとした際に東進してきた相手側車両の後方左側面に接触した。

→ 職員が三叉路に進入する前に停止し一度左右の安全確認を行った後，進入する際に再度徐行しながら左右の安全確認を確実に行うことで防ぐことができたと考えられる。

鈴教学 第431号
令和5年5月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

体罰根絶に向けた取組の徹底について (依頼)

このことについて、別添(写)のとおり三重県教育委員会教育長から依頼がありましたので、体罰に係る実態等を継続的に把握し、発生時には下記により提出をお願いします。

記

- 1 提出文書および提出期限
 - (1) 体罰事案報告用紙(別紙様式1)
体罰事案把握後, 速やかに提出してください。
- 2 提出先
学校教育課 教職員 G
- 3 その他
 - (1) 各学校において、年間2回程度の児童生徒へのアンケート等の調査を通して、児童生徒からの情報収集に努め、体罰の実態把握を行ってください。参考として、アンケート用紙の(例)を添付しましたので参考にしてください。
 - (2) 保護者宛「体罰の実態把握のための調査について」の使用については、各学校の事情に応じてお考えください。

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】



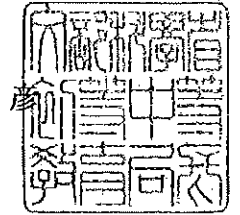
24文科初第1269号
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

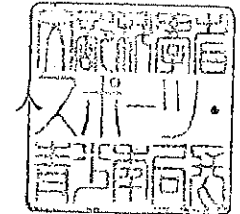
布 村 幸



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公



(印影印刷)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年未、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると

いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみ固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

- 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

「体罰や暴言等の不適切な言動の禁止」について

このことにつきましては、平成29年5月18日付鈴教学459号「体罰根絶に向けた取組の徹底について」をはじめ、かねてより機会を捉えて通知し、各学校長におかれましては、平素より適切な指導を図っていただいているところです。

今一度、体罰や暴言等の不適切な言動の根絶に向け下記のような対策を講じ、教職員による「体罰や暴言等の不適切な言動の実態把握」に努めるとともに、「体罰・暴言等の禁止」について、再度必ず御指導いただきますようお願いいたします。

記

- 児童生徒との定期的な教育相談を実施する。
- 意見箱・相談窓口等を設置する。
- 管理職による授業・部活動参観等を行うことで、体罰の実態把握に努める。
- 学校長が職員会議や校内研修会の場で、体罰防止資料「体罰の根絶に向けて」や「体罰が起こる傾向についてのチェック表」、また県より配付されたDVD「教育活動における体罰の防止」等を活用しながら、体罰の未然防止や服務規律の確保について、定期的に教職員に対して、啓発及び指導していく。

【事務担当：学校教育課 教職員 G Tel 382-7618】

体罰が起こる傾向についてのチェック表(平成29年度版)

体罰を起こした事例について考察してみると、その要因には、次のような傾向が見られます。自身自身に当てはまるかどうか確かめてみましょう。他者評価をしてもらうことも有効です。

NO	項 目	YES	NO
1	すぐにかつとなり、子どもを否定してしまうような言葉をかけてしまうことがある。		
2	児童生徒理解が不十分で、子どもの目の高さでものをみることができない。		
3	子どもを一方的に自分の方針や価値観に従わせようとする傾向がある。		
4	子どもと接する場面で、怒鳴ったり、威圧的な態度になってしまうときがある。		
5	子どもの話を最後までじっくり聴いて理解しようとする余裕に欠け、子どもを頭ごなしに叱ることがある。		
6	子どもが、何度注意しても指導に従わなかったり、指導に対して反抗的な態度をとったりしたときに、苛立ちを覚え感情的になることがある。		
7	子どもができないことを、自らの指導を顧みることなく、子どもの責任にしてしまうときがある。		
8	子どもの言動について、その態度の原因、背景や障がいの特性まで考えて指導に当たっていない。		
9	ちょっとした配慮が足りず、子どもへの温かみが伝えられずに不信感をもたれやすい。		
10	合理的配慮の視点に欠け、困り感のある子どもに合わせた指導ができないことがある。		
11	体罰は、時と場合によっては指導のひとつであると考えることがある。		
12	ペナルティを課したり、連帯責任を取らせる指導をしてしまうことがある。		
13	「厳しく指導してください。」という保護者の声は、「体罰容認」と受け止めている。		
14	子どもが、体罰行為のまねをすることがあるなど、体罰が子どもに与える影響について、考えたことがない。		
15	学級の課題や子どもの問題行動等について、管理職や校内組織への報告・連絡・相談をつい忘れてたり、遅れたりすることがある。		
16	自分の学級の問題点等を気軽に同僚に打ち明けることが苦手である。		
17	子どもへの不適切な指導について、教職員同士で指摘し合ったことがない。		
18	部活動等では、子どもへの指導における言葉使いが、部活動等以外での指導の言葉遣いに比較して、つい悪くなってしまう。		
19	部活動等での指導において、活動中に意欲が感じられない児童生徒に対して、つい腹立たしく思ってしまう。		
20	部活動で、成果や結果だけを求めようとする指導になってしまうことがある。		

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

不祥事根絶に向けた取組の徹底について (通知)

教職員の不祥事根絶に向けた取組を進める中、令和 4 年度、県内においては、交通事故やわいせつ行為等により懲戒処分とした事案が発生しました。児童生徒の健全な育成に携わる教職員のこうした相次ぐ不祥事により、依然として、公教育への信頼が根底から揺らぐ危機的状況にあります。

各学校におかれましては、全教職員に対し、下記の内容について周知や指導をお願いします。また、校長のリーダーシップのもと、県教育委員会がこれまで発出した通知や、別添資料等を活用し、自分事として捉えられるような、少人数グループによる話し合いの機会を設定した研修会を行う等、教職員の主体的な取組を推進してください。さらに、教職員が悩みや課題について気軽に相談でき、円滑なコミュニケーションを図ることができる職場づくりに努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 市教育委員会は学校とともに、県教育委員会の方針を踏まえた不祥事根絶に向けた主体的な取組を推進します。
- 2 これまでに発出された通知等を活用した研修会をとおして、次のような対応策の徹底に努めてください。
 - (1) わいせつ行為への対応策
 - ・ SNS 等で児童生徒との公務上必要な連絡以外は行わないこととし、公務後に不要となった個人情報速やかに削除してください。
 - ・ 一対一の指導が必要な場合は、管理職等に事前に連絡・報告を行い、指導を行っていることを共有するとともに、部屋のドアを開けたままにしておくなど、密室の状態になることを避けてください。
 - ・ 児童生徒を教職員の自家用車に同乗させないこととし、やむを得ない場合は管理職の許可を得るようにしてください。
 - (2) 不適切な発言への対応策
 - ・ 児童生徒がどのように受け取るか考えることなく、教職員の不適切な発言により子どもたちの人権を侵害することがあります。このことから、教職員の発言が児童生徒に与える影響の大きさについて認識し、事例研修をとおして未然防止に努めるようにしてください。

(3) 交通事故への対応策

- ・走り慣れた道路でも過信することなく，交通事故はいつでも誰にでも起こりうることを念頭に置き，自分の運転一つひとつを見直し，安全運転を行い，事故防止を徹底してください。
- ・万が一交通事故を起こした場合は，軽微なものであっても被害者の救護，警察への報告，管理職への報告を必ず行うことを徹底してください。

3 今後の不祥事根絶に向けた取組の予定

- ・体罰の実態把握のための調査（体罰アンケート）を年2回実施。
- ・セクシュアル・ハラスメントの実態把握のための調査（セクハラアンケート）を年2回実施。
- ・「不祥事根絶のための行動計画」の作成と実施。
- ・鈴鹿市立小中学校コンプライアンス推進旬間内に，コンプライアンス・ミーティングを年1回実施。（詳細は，後日お知らせします。）

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局 学校教育課 教職員グループ】

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

「不祥事根絶のための行動計画」に基づく取組の実施について（依頼）

教職員の不祥事根絶に向け、各学校におかれては校長のリーダーシップのもと、教職員の主体的な取組を推進していただいているところです。

つきましては、所属校から不祥事を発生させないために、所属職員とともに、自校の課題を踏まえた行動目標や、目標達成のための具体的な取組、定期点検で明らかになった課題等を共有しながら取組を進めていただきますようお願いいたします。また、下記により、報告をお願いします。

記

1 報告内容

- ① 不祥事根絶のための行動計画（別紙様式）※成果と課題を除く。
 - ・ 区分「教職員の規範意識の確立」の取組内容において、別添の県教委作成「教職員コンプライアンス・ハンドブック『不祥事根絶に向けて』、県教委通知（『教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について』等）を必ず位置づけてください。
- ② 不祥事根絶のための行動計画（別紙様式）※成果と課題を含む。

2 報告期日

- ① 令和5年6月9日（金）〆切
- ② 令和6年2月9日（金）〆切

3 報告方法

「不祥事根絶のための行動計画（別紙様式）」（Excel ファイル）を、教職員G米村の個人メールまで送信してください。

4 添付資料

- ・ 教職員コンプライアンス・ハンドブック「不祥事根絶に向けて」 R3.9.
- ・ 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）R4.12.1
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定（通知）R4.3.18
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（通知）R5.3.24

【事務担当：鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課 教職員 G 382-7618】

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

- 私たちは、子どもたちを守り、育てます。
- 私たちは、法令を遵守し、不祥事を起こしません。
- 私たちは、報連相を徹底し、未然防止に努めます。
- 私たちは、地域に開かれた学校にします。

不祥事根絶のための行動計画

参考

作成日：令和 年 月 日
 学校名：鈴鹿市立 学校
 作成責任者：

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期	成果と課題
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス研修において管理職からの通知等の伝達や講話が多く、受動的になっている。 ○不祥事に対する、当事者意識が弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス研修の方法や内容を見直し、教職員が主体的に取り組めるようにする。 ○教育公務員としての自覚と、不祥事根絶に向けた意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス研修に係るアンケートやチェックリスト、面談等の実施により、全教職員の実態把握を行い、方法の改善や、内容の見直しを行う。 ○教職員向けコンプライアンス・ハンドブック「不祥事根絶に向けて」、県教委通知「教職員の綱紀粛正及びサービス規律の確保について」を活用し事例における原因・背景・問題点を捉え、類似する事例を起こさないための対応策を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学期に1回、サービス研修に関するアンケートや、管理職による面談を実施する。 ○研修会后、振り返りの時間を確保し、教職員同士で感想や考え等を交流する。 	
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の個々の行動規範に依存しがちである。 ○報連相を確実に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員同士のコミュニケーションをさらに促進し組織で業務を遂行できるようにする。 ○報連相の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学年会や部会等で、互いの仕事の進捗状況を確認し、特定の教職員に負担がかからないよう協力体制を整える。 ○サービス研修に、報連相の重要性を再確認する内容を盛り込む。また、状況に応じた報連相の順序や方法を明確にし、全教職員で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学期に1回、管理職による面談を実施する。 ○月に1回、不祥事防止委員会で情報交換を行い、状況を把握する。 	
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の周知はしているが認知度がやや低い。 ○教職員の公私にわたる悩み等の相談が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間通して、繰り返し、相談窓口の周知を行う。 ○教職員自身が悩みを相談できる体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校だよりや学校ホームページへの掲載、ポスターの掲示等により、周知するとともに、学校運営協議会やPTA役員会等の会議や、学校行事等の場で周知する。 ○悩み等が出し合える職員室の雰囲気づくりと、管理職による定期面談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学期毎に、生徒、保護者、教職員を対象にアンケートを実施する。 ○学期に1回、管理職による面談を実施する。 	